

令和 6 年度 第 11 回

## 郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和 7 年 3 月 27 日 (木)

15 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

### 会 長 挨 捶

### 協 議 事 項

- 1 令和 7 年度埼玉県医師会都市医師会長協議会会費について(資料なし)  
桃木常任理事

- 2 移動都市医師会長会議の日程 (方面案) について (資料なし)  
桃木常任理事

会期 : 令和 7 年 10 月 25 日 (土)・26 日 (日)  
場所 : 福井市内

- 3 会長・副会長・常任理事協議事項について

### 【都市医師会長検討事項】

- 1 産業医の委嘱契約について  
田中 岩槻医師会長

### 報 告 事 項

- 1 第 182 回埼玉県医師会定例代議員会の次第について  
桃木常任理事
- 日時 : 令和 7 年 6 月 19 日 (木) 14:30～  
場所 : 埼玉県県民健康センター 2 階 大ホール

2 医療事故調査制度の相談事案（令和 7 年 1 月分）について  
松本 常任理事  
※件数 1 件

3 診療に関する相談件数等について（令和 7 年 2 月分）  
松本 常任理事  
※件数 3 件

4 産業医委嘱契約書の確認について  
寺師 常任理事

5 令和 7 年度埼玉医科大学医学部 1 年生「在宅医療早期体験実習」への  
ご協力のお願い  
鹿嶋 常任理事 埼玉医大

6 埼玉県地域リハビリテーション協力医療機関等の指定について  
鹿嶋 常任理事 県福祉部

7 令和 7 年 4 月以降の医療 DX 推進体制整備加算の取扱いについて  
小室 常任理事 日医

8 保険医療機関及び保険医の行政処分について  
小室 常任理事 関東信越厚生局

9 埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員の推薦について  
小室 常任理事

10 保険医療機関の指定について（令和7年3月分）

小室常任理事

11 会長・副会長・常任理事報告事項について

## そ の 他

### [ 資 料 配 布 ] (ホームページ掲載)

1 医療事故情報収集等事業事例報告システムの変更の御案内について

(2枚)

松本常任理事

日医

2 医薬品等に係る受領文書について（令和7年2月分）(2枚)

登坂常任理事

日医

3 2025年 日本国際博覧会開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について(4枚)

登坂常任理事

県農薬危害防止推進協議会

4 移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について(43枚)

登坂常任理事

日医

# 田中 岩槻医師会長

## 郡市医師会長会議検討テーマ

令和7年3月27日

都市医師会名：岩槻医師会

---

検討テーマ：産業医の委嘱契約について

---

要旨：

昨今、民間事業者で、嘱託産業医の斡旋・仲介などを行っているところが見受けられます。

従来から、嘱託産業医については、各都市医師会が、依頼のあった事業所に会員の医師を推薦し、これを県医師会が確認をすることで、産業医の適正な業務遂行を担保してこられたと考えております。

産業医の適正な業務遂行を担保するためにも、各都市医師会に、従来からの嘱託産業医の推薦、契約の流れを遵守していただき、医師会の活動として、広く周知を図るべきではないかと思います。

---

備考

# 桃木常任

第182回 埼玉県医師会定例代議員会 次第

日時 令和7年6月19日（木）午後2時30分  
場所 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール

## 1. 開 会

### 1. 議事録署名委員指名

### 1. 会長挨拶

### 1. 物故会員黙祷

### 1. 報 告 事 項

令和6年度埼玉県医師会事業報告

公益目的支出計画実施報告

### 1. 議 事

第1号議案 令和6年度埼玉県医師会収支決算に関し決議を求める件

第2号議案 令和8年度埼玉県医師会会費等賦課徴収に関し決議を求める件

### 1. 会長挨拶

## 1. 閉 会

# 寺師常任

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和7年2月21日～令和7年3月20日 合計11件(新規6件・更新5件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考		
1	3 大宮	サイトウ カズアキ 齋藤 和昭	さいとう医院	株式会社北王フードベース 東京都北区王子2-30-2 井門王子ビル7F	事業場：北王フードベース大宮センター さいたま市北区吉野町 1-405-22	会員	新規
2	9 北足立郡市	モリタ ヒロシ 森田 宏	桶川中央クリニック	埼玉県上尾警察署 上尾市本町5-1-1	上尾警察署の嘱託医および協力医であるため依頼されたもの。	会員	新規
3	9 北足立郡市	ハシモト マサアキ 橋本 昌明	はしもと整形・形成外科	持田製薬工場株式会社 埼玉工場 埼玉県鴻巣市三ツ木61-1		会員	新規
4	13 さいたま市与野	サワダ マサヒコ 澤田 雅彦	すこやか内科クリニック	独立行政法人水資源機構総合技術センター さいたま市桜区大字神田936番地	前任の産業医の退任に伴い、浦和地区の先生に依頼。しかし、条件面の調整がつかなかったため機構本社(さいたま市中央区)の産業医を務めているさいたま市与野医師会の澤田先生へ依頼し、承諾をいただいた。	会員	新規
5	13 さいたま市与野	ヤマモト チカラ 山本 力	やまもと内科クリニック	株式会社東日本地所 さいたま市中央区新都心7-2 大宮サウスゲート5階		会員	新規
6	19 比企	カバサワ ショウコ 樺澤 詩子	樺沢内科医院	埼玉オリジン株式会社 比企郡吉見町大字長谷字八幡1917		会員	新規
7	1 浦和	ニシムラ ナオヒサ 西村 直久	西部総合病院	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号	事業場：さいたま市水道局 針ヶ谷庁舎 さいたま市浦和区針ヶ谷1-18-2	会員	更新
8	1 浦和	キリサワ シゲヒコ 桐澤 重彦	キリサワ産婦人科クリニック	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号	事業場：さいたま市水道局 水道庁舎 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 配水管理事務所 さいたま市見沼区御藏1567-1	会員	更新
9	3 大宮	ミノダ ススム 箕田 進	箕田医院	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号	事業場：さいたま市水道局 北部水道営業所 さいたま市北区盆栽町200-1	会員	更新
10	3 大宮	マツザキ ゴウ 松崎 剛	松崎クリニック	さいたま市 さいたま市浦和区常盤6丁目14番16号	事業場：さいたま市水道局 水道総合センター さいたま市北区東大成町2-445-1	会員	更新

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和7年2月21日～令和7年3月20日 合計11件(新規6件・更新5件)

11	10	上尾市	ササキ ケンゴ 佐々木 謙伍	佐々木医院	高田製薬株式会社 さいたま市南区沼影1-11-1	事業場と知り合いで個別に依頼されたもの。 (継続)	会員	更新
----	----	-----	-------------------	-------	-----------------------------	------------------------------	----	----

# 鹿嶋常任

令和 7 年 3 月 14 日

一般社団法人埼玉県医師会  
会長 金井 忠男 先生

埼玉医科大学  
医学部長 森 茂久

令和 7 年度埼玉医科大学医学部 1 年生「在宅医療早期体験実習」へのご協力のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 4 年度文部科学省選定「埼玉・群馬の健康と医療を支える未来医療人の育成」事業では、ご支援を賜り誠にありがとうございます。令和 6 年度には、医学部 1 年生の「在宅医療早期体験実習」実施に関しまして、郡市医師会を通して 70 の医療機関をご推薦いただき、実習をお引き受けいただくなど、多大なるご協力を賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。お陰様で、1 年生 133 人は、医学部入学早期から地域で患者様やご家族に寄り添って暮らしを支える医師会の会員の先生方の訪問診療に同行させていただき、沢山のことを学ばせていただきました。この経験をもとに令和 7 年度も引き続き「在宅医療早期体験実習」の実施を計画しております。そこで、引き続き埼玉県内の在宅医療を実践されている医師会員の先生方に、学生の見学実習を受け入れていただきたくお願い申しあげます。

令和 6 年度に受け入れていただきました先生方には、直接ご連絡させていただき調整を進めること、また新たに郡市医師会の先生方にご推薦をいただくことをお願いできればと考えております。年度末のお忙しい時期のお願いとなりますが、何卒ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

担当者  
埼玉医科大学医学部医学教育学  
教授 柴崎 智美  
電話 : 049-276-1168 FAX : 049-295-8806  
メール : [picorass@saitama-med.ac.jp](mailto:picorass@saitama-med.ac.jp)

令和 7 年度

埼玉医科大学 1 年 良医への道コース 臨床入門ユニット

「在宅医療早期体験実習」(案)

#### 実習の目的 :

今後地域で求められる医療として重要となっている在宅医療の現場を、医学部 1 年生の早期に体験することを通して、医師になる志を高める。

#### 実習期間 :

令和 7 年 9 月 5 日、12 日、19 日、26 日、10 月 17 日、24 日の金曜日 6 回を予定

#### 対象 :

埼玉医科大学医学部 1 年生 約 140 人 (1 回あたり人数 23~24 人)

#### 実習内容 :

埼玉県内 (全域) の在宅医療を実践されている医療機関に半日程度出向き、訪問診療 (自宅等) に同行させていただく。その他、可能な範囲で外来診療を見学する。

#### 実習施設 :

金曜日に各回 23~24 人を受け入れていただき、延べ 6 回 140 人の受入れが可能な施設。各実習施設の受入れ回数、受入れ人数等は、推薦いただいた施設と大学とで個別に調整させていただく予定。

#### 訪問 (実習) の形態 :

学生は、訪問診療が行われる時刻にあわせて医療機関に伺い実習することを基本とする予定である。医療機関が大学から遠方である、訪問診療を昼休みや午後に行う医療機関などの場合には、その時間にあわせて医療機関を訪問し実習させていただくなど、各施設のご意向にあわせて柔軟に調整させていただきたい。

#### 医師会へのお願い

令和 6 年度に学生実習を受け入れていただいた医療機関は、継続して大学からご依頼し実習をお願いしたい。令和 7 年度も新たに在宅医療を実践されている医師会員に対して実習受入れのご協力のお声がけをいただき、協力医療機関 (具体例 : 各都市医師会から 1~2 施設のご推薦をいただくなど) を募っていただくことをお願いしたい。

# 参考

埼玉・群馬の健康と医療を支える未来医療人の育成事業

## 2024 年度 埼玉医科大学 医学部 1 年生 「在宅医療早期体験実習」 実施報告書

<本書は、2024 年度の最終報告を一部抜粋したものです>



令和4年度文部科学省ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業選定（令和4年度～10年度、7年間）  
埼玉・群馬の健康と医療を支える未来医療人の育成

## 目次

<b>I はじめに</b> .....	1
1. ポストコロナ事業における、在宅医療早期体験実習の位置づけ .....	1
2. 本実習実行に至る準備 .....	1
<b>II 在宅医療早期体験実習の概要</b> .....	2
1. 実習期間と履修学生数 .....	2
2. 実習機関（医療機関等の名称、所在地） .....	2
<b>III 学習過程と成果</b> .....	4
1. 学習過程 .....	4
1) 事前学習課題 .....	4
2) 実習当日の活動 .....	6
3) 事後学習課題 .....	7
2. 学生の活動報告 .....	7
1) 見学、体験項目 .....	7
2) 出会った職種 .....	9
3) 指導医からの講評 .....	10
3. 在宅医療早期体験実習の学習成果 .....	12
1) 事後学習 .....	12
2) ポストアンケート .....	12
<b>IV 今後の課題</b> .....	18
1. 調整、運営上の課題 .....	18
2. 学生の学習支援上の課題 .....	18

## I はじめに

### 1. ポストコロナ事業における、在宅医療早期体験実習の位置づけ

埼玉医科大学と群馬大学は、令和4年度文部科学省ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業に選定され、埼玉県・群馬県、両県医師会、埼玉県立大学などの連携機関並びに、両県県境地域の13医療機関協力のもと、健康と医療を支える未来医療人の育成を目指して取り組んでいる。具体的には、現在のみならず将来を見据えて、地域を基軸として地域医療の現状を学ぶこと、将来地域医療の中で必要となるがん医療、難病医療、遺伝医療などに入学早期から触れること、地域の医療機関における体験実習を拡充すること、感染症医療、コモンディジーズの臨床推論を含む総合診療に関する教育の推進を目指し、両大学の学生が参加する利根川プログラムをはじめとした5つの教育プログラムを開発している。

埼玉医科大学の1~6年次までの全学生を対象にした教育プログラム1「地域を基軸とした優れた実地臨床医家の育成プログラム」では、将来地域で必要となる医療や医師不足地域を基軸とした地域医療の理解、在宅医療の理解、地域診断手法を身につけることなどを目指した地域医療マインドを培う教育プログラムを開発した。在宅医療早期体験実習(以下、本実習)は、教育プログラム1の中で、地域におけるプライマリケア・在宅医療に関しての理解を深め、地域医療に従事する意欲を早期から持てるような早期体験実習として位置づけ、令和7年度から、1年生全員が履修することになった。

### 2. 本実習実行に至る準備

本実習は、連携機関である埼玉県医師会の全面的な協力を得て実施することができた。令和4年度の本補助事業開始時に県医師会長、在宅医療担当副会長、同常任理事に説明し、主旨、内容を理解いただいた。県内30の郡市医師会長会議で実習の概要を説明し、改めて県医師会から郡市医師会への依頼に基づき、70の協力医療機関が掲げ施設候補としてリクルートされた。

その後、本実習の日程と、受け入れ可能な医療機関のマッチングを行い、大学で配置を決定し、各医療機関に依頼した。最終的には、49の医療機関の協力を得ることができた。

## II 在宅医療早期体験実習の概要

埼玉県の高齢者人口の増加率は他県との比ではない高まりを見せており、さらに、人口 10 万対の医師数は全国最下位を維持している現状にある。埼玉県が 2016 年度に策定した「埼玉県地域医療構想」では、2025 年までに入院医療の需要は約 1.3 倍、在宅医療等の需要は約 1.8 倍に増加すると推計しており、増大する慢性期の医療ニーズの受け皿として、在宅医療の役割が期待され、在宅医療を担う医療者育成や、職種間連携のさらなる仕組み化が喫緊の課題と言える。

埼玉医科大学医学部では 2024 年度から、1 年次に履修する在宅医療早期体験実習を開始した。埼玉県の医師不足や地域医療構想に対応し、医師を志し入学したその年に、地域に根付いた医師の活動、職種間連携、さらにはその中にいる生活者の実際を知る機会となる実習である。医学学生としての初年次から地域・在宅医療に目を向け、関心を寄せることができる医師育成を目的としている。

### 1. 実習期間と履修学生数

2024 年度は 133 名が本実習を履修した（表 1）

表 1 在宅医療早期体験実習日程と日別配置学生数

実習日	学生数（人）			備考
	午前配置	午後配置	計	
2024 年 9 月 6 日（金）	8	13	21	
2024 年 9 月 13 日（金）	10	12	22	
2024 年 9 月 20 日（金）	7	14	21	
2024 年 9 月 27 日（金）	9	12	21	
2024 年 10 月 18 日（金）	7	15	22	
2024 年 10 月 25 日（金）	7	14	21	
2024 年 11 月 29 日（金）			1	1
2024 年 12 月 13 日（金）			3	3
2025 年 2 月 12 日（水）	1			1
合計	49	84	133	

### 2. 実習機関（医療機関等の名称、所在地）

在宅医療早期体験実習は、埼玉県医師会、埼玉県都市医師会の協力を得て、県内で在宅医療を担っている医療機関、診療所等（以下、医療機関等）を 70 か所ご推薦いただいた。そのうち、学生の実習受け入れが可能と回答いただいた 50 の機関に学生を配置したのちに再調整を行い、最終的に 49 の機関に学生を配置した（表 2）。

表2 2024年度 在宅医療早期体験実習 受入れ機関一覧

医療機関等の名称	所在地	医療機関等の名称	所在地
常葉ホームクリニック	さいたま市	ふるや医院	飯能市
金山町たら内科	川口市	イムス富士見総合病院	富士見市
上青木中央醫院	川口市	安藤医院	ふじみ野市
芝西医院	川口市	鶴ヶ島在宅医療診療所	鶴ヶ島市
川口新緑訪問診療所	川口市	おのづか在宅クリニック	鶴ヶ島市
川口診療所	川口市	杏クリニック	狭山市
大宮ほほえみクリニック	さいたま市	さやま地域ケアクリニック	狭山市
大宮双愛病院	さいたま市	東松山在宅診療所	東松山市
ひろせクリニック	川越市	シャローーム病院	東松山市
霞ヶ関南病院	川越市	児玉中央病院	本庄市
ハヤカワクリニック	川越市	あねとす病院	深谷市
傍島外科	川越市	中田病院	加須市
熊谷外科病院	熊谷市	久喜在宅クリニック	久喜市
熊谷生協病院	熊谷市	ふたば在宅クリニック	久喜市
並木病院	所沢市	奏診療所	蓮田市
ふく在宅クリニック	所沢市	白岡ファミリークリニック	白岡市
中島病院	戸田市	篠津医院	白岡市
辻川ホームクリニック	蕨市	岡野クリニック	越谷市
あげお在宅医療クリニック	上尾市	蒲生天神橋クリニック	越谷市
西村ハートクリニック	上尾市	在宅クリニック春日部	春日部市
堀ノ内病院	新座市	東岩槻ファミリークリニック	さいたま市
メディクス草加クリニック	草加市	こびなた在宅クリニック	さいたま市
すこやか内科クリニック	さいたま市	あさがおクリニック	吉川市
入間けやきクリニック	入間市	みさと中央クリニック	三郷市
西武入間病院	入間市		

以上、49 機関

調整の都合により今年度の学生配置なし

中島内科泌尿器科医院	川越市
------------	-----

### III 学習過程と成果

#### 1. 学習過程

##### 1) 事前学習課題

入学年度の在宅医療早期体験実習は、学生にとって未知の体験を多く含む学習活動である。本実習は、在宅医療の現場を体験することを通して、地域で求められる医師の役割を理解することと、体験を通して自分自身を振り返り、ヒューマンケアに携わる者としての姿勢を身につけることを目標にしている。学生が単独で医療機関等に赴き、指導医をはじめとする医療従事者、事務職員等に同行し在宅医療の実際を学ぶプログラムである。

訪問診療や往診する医師に同行し、診察や処置などの場面の見学を主とした体験実習としているため医行為の実践はなくとも、医療機関や療養者宅でのマナーが問われる場面や、医師や看護師が患者や家族と会話する場面での同席、地域医療や在宅医療の制度を知る機会を想定し事前学習を準備した。

事前学習は LMS (Learning Management System/学習管理システム 本学では WebClass を使用) に 4 つの教材を格納し、実習前日までに学生が個々に取り組む段取りとした。4 つの学習課題は次の通りである(表 3)。図 1 は LMS 上に表示される画面の一部である(図 1)。

表 3 事前学習課題と設置の意図

事前学習課題	教材設置の意図
保健医療福祉に関する 国家試験類似問題に挑戦	訪問診療に係る制度や法を知り、医師や多職種の役割と留意点、訪問診療を利用する人の権利擁護などに关心をもつことを目的としている
現地までの交通手段申告	単独で未知の地域、未知の医療機関等に出向くため、所要時間や経路のシミュレーションを目的としている
居宅等への訪問時の マナー確認テスト	訪問の際の必要最低限のマナーについて基礎知識を持つこと、場面に応じた判断ができるることを目的にしている
実習地域調査・実習施設の特徴 (調査用紙作成)	実際に訪問する地域の人口、高齢率、産業等の特性と、起点となる医療機関の特徴と役割を知ることで、地域に关心をもって実習に臨む心構えの醸成を目的としている

事前学習の完了を実習履修の要件としており、履修者全体の 97% は期限内に能動的に学習を完了した。

**埼玉医科大学**

**WebClass**

» ログイン画面を表示する

上のリンクをクリックしてログイン画面を表示してください。

LMS(学習管理システム)に学生が個々にアクセスし、  
指定期日内に学習を遂行する。  
右は、該当する実習に必要な学習教材一覧の画面の一部。

**在宅医療早期体験実習**

- 【在宅実習捕習者限定】医療機関 + 在宅医療早期体験実習Q&A一覧
- 資料  
利用可能期間 2025/01/13 12:00 - 2025/02/18 18:00
- 【在宅事前①】【復習推奨】事前テスト 保健医療福祉問題
- 自習  
利用可能期間 2025/01/13 12:00 - 2025/02/10 23:59
- 【在宅事前②】追加日程該当者 申告・誓約 : 1.現地までの交通手段 2.現地での守秘義務 3.現地診療時の自動車同乗
- 試験  
利用可能期間 2025/01/13 12:00 - 2025/02/10 23:59
- 【在宅事前③】【復習推奨】居宅等への訪問時のマナー確認

2024-M1-臨床入門(教員)

【在宅事前③】【復習推奨】居宅等への訪問時のマナー確認

次のシチュエーションで、あなたはどうしますか。簡潔に書いてみてください

医師（玄関先で）  
「こんにちは。\*\*クリニックの△△です。今日は埼玉医科大学の学生さんと一緒に参りました、学生さんもお邪魔してよいですか、ああ、そうですか、ありがとうございます。はい、じゃあ、自己紹介して、あがらせていただきましょ」

◆みなさんは何を発言し、どう行動しますか

文の中に 埼玉医科大学 を含めて自己紹介を記載してみましょう。

ダメな例>>（自己紹介とか書かれてても……無理）  
ダメな例>>「あ、えっと…。ごめんなさい。おじやましまーす」

訪問診療時の医師に同行した際に起こる出来事を想定し、学生の立場でどのように対応するか、どう発言するかなど、学生の行動判断をトレーニングする教材の一部

臨床入門 早期在宅医療体験 事前学習 書式①

実習する医療機関がある地域	例:川口市、大里駅寄近町	氏名
調査データの年度・月	2024年 月 現在	提出日
人口	総数 人 男性 人 女性 人	
面積	この地域の産業	
世帯数		
人口密度	地域活性化へのとりくみ	
一世帯当たりの平均世帯人員	人	
年少人口	人 (%)	
主産年齢人口	人 (%)	
老年人口	人 (%)	
人口動態	出生数 人 死亡数 人 移入 人 移出 人	
主要死因	1位 人 2位 人 3位 人 4位 人 5位 人	
どこから得た情報ですか（出典：書籍、○○市ホームページ、厚生労働省統計調査ホームページ等、引用した元を明記する）		

図 1 <画像>LMS 画面と学習教材として格納したもの(一部)

## 2) 実習当日の活動

実習当日の学生の行動は次の過程を辿る。まず、実習先となる医療機関等の診療開始時刻 20 分前までに現地に到着し、着衣を整え医師の訪問診療や往診に同行する。約半日の現地での実習を終えると各自が帰路につく。実習日 1 日あたり、20 名から 23 名の学生が県内各所に移動し、指導医のもとで学習活動をする実習であるため、医療機関ごとに実習開始時刻、終了時刻が異なるという特徴がある。そのため、県内各所で異なる時間帯に実習する学生の安全と、実習開始および終了を把握する必要があった。現地到着および、実習終了の把握のために、Web フォーム作成ツールを利用し、学生には実習開始と終了時に、そのフォームに出欠席の自己申告をするよう求めた(図 2)。緊急時の大学宛に電話連絡をする約束事としていたが、実習期間中に出席申告に関する問題は生じなかった。

また、持参物についての詳細な指示を学生にする必要があった。医療機関によって訪問時の服装や留意点が異なることに対し、学生が自ら確認できるように、医療機関の名称、所在地等と併せ、持参物、服装、留意点等を一覧にして LMS に常時公開資料として格納した。

在宅医療体験実習出欠連絡フォーム

B I U ← →

フォームの説明

メールアドレス\*

有効なメールアドレス

このフォームではメールアドレスが収集されます。 設定を変更

学籍番号\*

短文回答

氏名\*

短文回答

実習月日\*

9月13日 (金)  
 9月20日 (金)  
 9月27日 (金)  
 10月18日 (金)  
 10月25日 (金)

実習時間帯\*

図 2 <画像> 実習開始・終了の学生の自己申告用のフォーム

### 3) 事後学習課題

実習終了後には、学習の成果報告を目的に 4 項目の教材を LMS に格納した。そのうち学習後レポートとポストテストは実習終了の必須要件とした(表 4)。学習後レポートは、実習目標に沿った学びを報告することを目的としている。「在宅医療の現場を体験することを通して、地域で求められる医師の役割を理解することと、体験を通して自分自身を振り返り、ヒューマンケアに携わる者としての姿勢を身につける」という目標を改めて想起し、省察する機会とした。

表 4 事前学習課題と設置の意図

事後学習課題	教材設置の意図
学習後レポート	訪問診療に同行し、患者、家族介護者と医師、多職種の関わりの実際を簡潔にまとめ、医師の役割の明確化と自己省察をすることを目的としている。
ポストテスト	事前学習課題に設置した国家試験類似問題の応用版を用意。全問正解するまで取り組むことを要件としている。
見学・体験項目報告	見学を主とする実習の中で、学生が見学したこと、体験したことを探るための情報収集を目的としている。
アンケート (自己省察を含む)	学習後レポート、見学・体験項目の記載と申告を経て、自己の学習姿勢の省察と、学習効力感について記載を求める。学生が自分の体験を簡潔にまとめ、省察にくわえ、効力感や高揚感を抱く思考を助けることを目的としている

事後学習課題は、概ねの学生が期限内に提出を完了した。レポートの質に課題を残す数名に対しては、再考を示唆し再提出を求めた。ポストテストについては学習方法の定着と、正確な情報収集力に係る情報リテラシーの意識を持つことを目的にオープンブックでの取り組みを推奨した。LMS 上で繰り返し受験し全問正解することを実習終了の要件の一つとしていたが、全問正解に至ったのは 89% であった。

## 2. 学生の活動報告

本実習では、医療機関の特性や地域特性などにより学生が体験、見学する内容が多様であることを想定した。学生の見学・体験の実態を把握することは、次年度以降の学生の準備学習の内容を精査、検討する一助となるため、アンケートを用意し回答を求めた。回答率は 99% であった。

### 1) 見学、体験項目

全学生がバイタルサイン測定、身体診察の見学を得ており、医師の指導のもと患者の承諾を得て触診、聴診を体験した者もいた(図 3)。この実習までに、測定や診察の学習経験はあるものの学生は十分な技術を持ち合わせていない。体験した学生は、不十分な自分の技術や知識を認知し、診察技術と判断力の習得を自己課題として学習後レポートに記述していた。また、看護師と家族

介護者による日常生活援助の場面(排せつや身体清潔保持など)を見学したことで(図4)、家族介護者の思いや身体の負担に目を向けて、患者のみならず家族介護者を含む支援のあり方や地域医療における医療者の役割を学習後レポートに詳細に記述する者もあった。家族介護者と看護師による日常生活援助の場面、担当者会議への同席を体験した者は、医師と看護師、事務職等の連携について尊敬の意をもち、感情の高まりをレポートに記述していた。医師の問診場面にくわえ、初めて見学した医療処置、医療機器、衛生材料等に関心をもち、医師に求められる技術や多職種連携について、学習意欲を高める機会になったようだ。これらは学習レポートの記述に表れている。

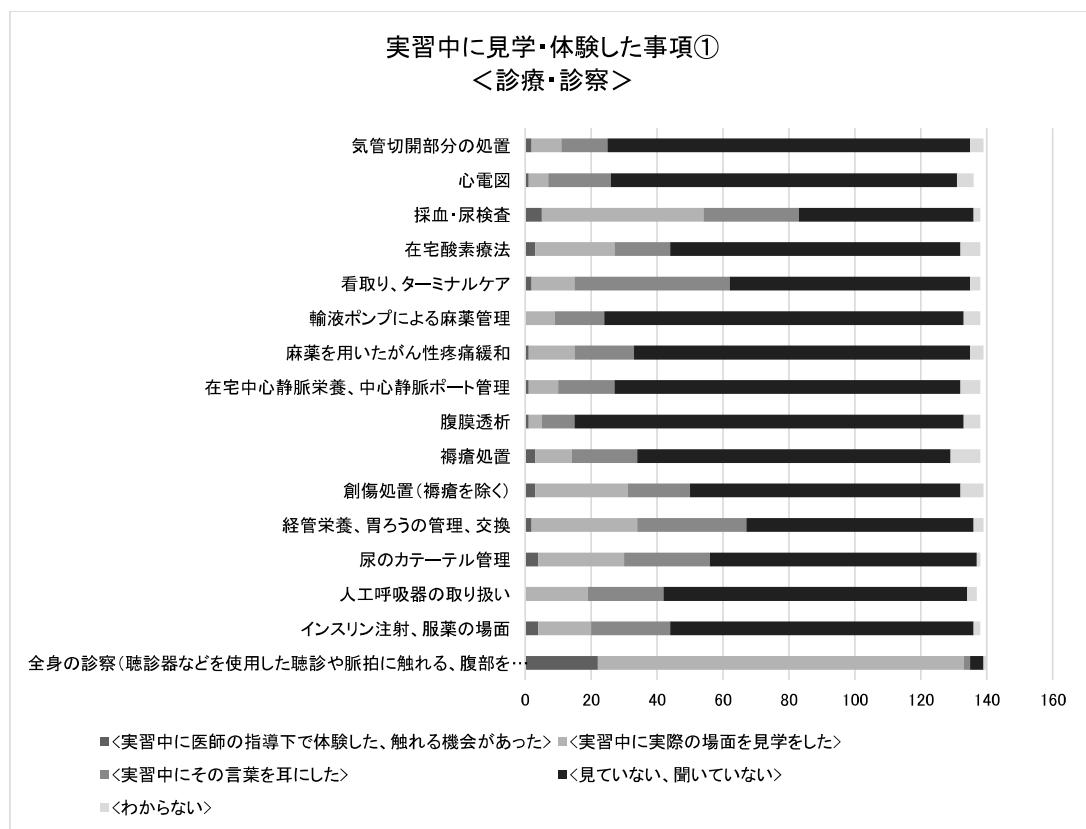


図3 学生が見学・体験した事項① 診療・診察場面

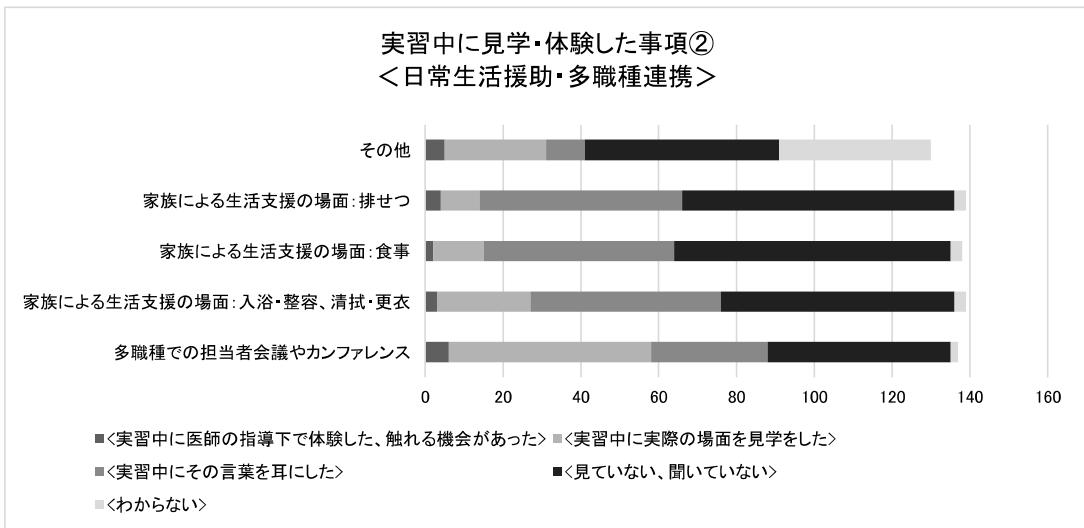


図4 学生が見学・体験した事項② 日常生活援助・多職種連携

## 2) 出会った職種

半日間の実習で、医療機関内や訪問先で学生らは多くの職種の活動や言動に触れ、交流する機会を得ていた。ここでは、学生が出会った職種について得た回答を示す(表5)。

医師以外の職種では、全学生が看護師に出会っていた。次いで回答が多かった職種は医療事務職、ケアマネジャーであり、この実習をきっかけに医師以外の職種の役割について関心をもち、学習を深めた者もあった。

表5 実習中に出会った医師以外の職種 (回答学生数 133 名)

職種等	回答者数(人)	%
看護師（訪問看護師を含む）	132	99.2
医療事務職	77	57.9
ケアマネジャー	62	46.6
介護職	43	32.3
薬剤師	22	16.5
臨床検査技師	12	9.0
理学療法士、作業療法士	11	8.3
社会福祉士	9	6.8
栄養士	8	6.0
放射線技師	5	3.8
保健師	3	2.3
医療アシスタント	5	4.0
歯科医師	1	0.8
その他	12	9.0

### 3) 指導医からの講評

学生が直接指導をいただいた医師からは、学生の学習姿勢やコミュニケーションの様子を講評いただくとともに、今後の学習への示唆や激励の言葉を頂戴した。併せて、2024年度から開始した在宅医療早期体験実習へのご意見、ご提案もいただいた。指導医のみなさまに記述いただいた内容を一文一義で整理し、その傾向を俯瞰すると、概ねが学生の行動を賞賛、激励する言葉や、在宅医療を早期に体験する意義への言及、実習運営そのものへのご意見およびご提案であり、学生に内省を求めるものや大学側への要望や大きな改善を求める記述は少数であった(図5.図6.図7)。在宅医療早期体験実習そのものへのご意見、ご提案および、ご配慮いただいた事項については、次年度以降の検討事項となる。いただいたご意見、ご提案の一部を表6に示す。

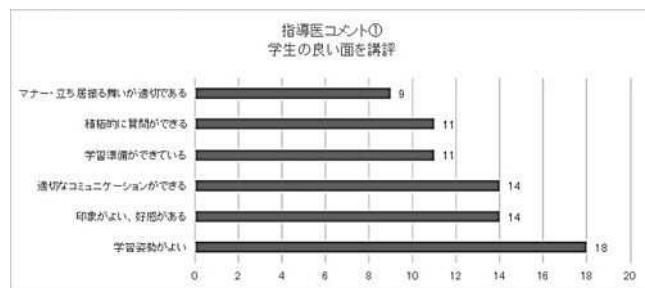


図5 指導医によるコメント①学生への賞賛、激励（自由記述を分類した結果）

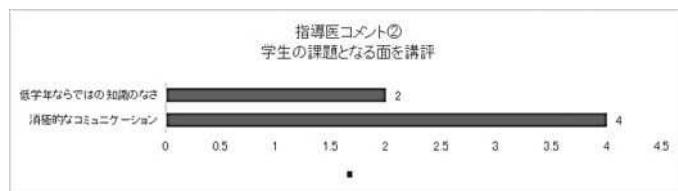


図6 指導医によるコメント②学生の課題を示唆（自由記述を分類した結果）

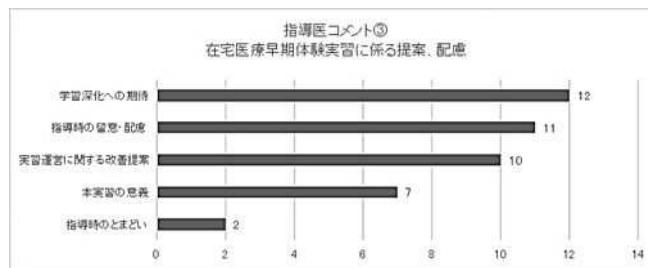


図7 指導医によるコメント③実習運営に係る示唆（自由記述を分類した結果）

表6 指導医からのご意見・ご提案、指導上の配慮(一部抜粋)

〔学習深化への期待〕

- ・実習に必要な知識はこれから学ぶでしょうから、まっさらで臨むのもいいのではないかと思います
- ・この実習を通して在宅医療の道を考える医師が増えてくれれば何よりだと思い、期待しています
- ・在宅も重要性が増しています。学生たち、医師たちの理解が深まれば嬉しいです
- ・訪問医療、緩和ケアなど、ひとつひとつの言葉の理解を今後掘り下げていただければと思います
- ・在宅医療と緩和ケアの理解を、今後深めてもらう機会があればと思いました

〔在宅医療早期体験実習の意義〕

- ・1年次という入学早期に臨床、特に在宅の実習を行うことは、大変良いことだと思う。医師になるモチベーションに寄与するだけでなく、専門以外の教養の重要性、コミュニケーションのスキル、チームでの活動、社会の中の医療の位置づけ等を知る機会になると考える
- ・入学早期から臨床の体験実習を行うことは、学生の皆さんにとって良い刺激になることだと思います。受け入れる我々にとっても、若い医学生の意見を伺える貴重な機会となりましたので大変有意義でした
- ・地域医療の極一部でも見ていただけるので、よい取り組みだと思います
- ・学生さんは新鮮な感動があったようです。低学年で臨床現場を見られることは、今後の学習のモチベーションにつながるよい試みだと思います
- ・この実習が、将来の進路選択の一助になればと思います

〔実習運営へのご意見、ご提案〕

- ・各々の部署での話などもゆっくりと聞いていただきたいところですが、やや時間に制限がありました
- ・実習の時間について、半日だと訪問件数も少ないため、1日来ていただいてもよいと思いました
- ・医学部1年生では、臨床医学の知識、経験は皆無であるので、厳選した多様、多彩な在宅患者、在宅診察をお見せしたが、実習効果はあまり感じられなかった。在宅医療の早期体験実習は、内科診断学を修めたあとが効果的ではないでしょうか
- ・1年生なので医療内容の説明に若干戸惑いました。医学的知識はまだ少ないのでしょうがないでしょう
- ・今回は実習の始まりだったので、学校側ともう少し緊密に連携できればよりよかったです

〔指導上のご配慮〕

- ・全体のシステムが見せられればと考え、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなども見てもらいました
- ・8時30分からの看護師の申し送り（ケアマネも同席）にも急遽参加していただきました
- ・訪問診療終了後に訪問看護に指示した処置も同行見学していただきました
- ・ACPについての説明を少しだけしましたが、興味をもたれたようでした
- ・病院での医療、在宅医療の医師と患者の関係性の違いについて強調してお伝えしております
- ・訪問診療の簡単なレクチャーと症例を説明した後に、スムーズに訪問に移行できました

### 3. 在宅医療早期体験実習の学習成果

#### 1) 事後学習

短時間の実習での学びや考察、関心や興味の高まりを言語化することと、実習で得た知識や体験を統合することを目的に、レポート記載とポストテストを必須の事後課題とした。

##### (1) 学習後レポート

在宅医療早期体験実習の総括として、学生は次の項目についてレポートに記述した(図8)。

###### ・実習機関の紹介

###### ・早期在宅医療体験の実際

###### ・在宅医療に携わる人々

###### ・在宅医療、介護を利用している人の特徴

###### ・地域で求められる医師の役割

###### ・今後の自己課題

■ 薬剤入門 在宅医療早期体験実習学習報告書 ナフリーマー「生活と医療の扭り合い」 ナフリーマー N124000-0 氏名: 田中 大輔 実習日: 2024年6月5日(金) 午前 実習場所: ●●在宅診療所 etc.	薬理が可能な方は、瓶薬状況や外来受診のタイミングについて詳細な確認を行われた。困難な場合は医師と連携して対応していた。医療行為は「自分」とよりも、「我々の人生など生きやすさですか」に重点を置いた支援が行われており、時には患者との即時会話が行われることもあった。 etc.
1) 実習機関の紹介 チームワークを重視し、スマートな多職種連携を実現。患者を多面的に支える体制を整え、地域医療の中核を担っている。 etc.	5) 地域で求められる医師の役割 今後、ひとりで診療分野を専門とする医師ではなくなりだろう。地域包括ケアシステムの中でも医療と生活支援の両立が求められる時代。他の医者に寄り添い、時に医療的で正確な判断はより多く、人間としてその人生を支える行動が求められる場面もある。患者の心に寄り添う医師が、今後ますます求められる。 etc.
2) 早期在宅医療の実践 実際に見てきた内容は、採血、触診、聴診、尿検査などの検査と、薬剤盒の点検、訪問看護等の業務を行っており、患者とのコミュニケーションを見学。 etc.	6) 今後の自己課題 自分が必要な問題は、まず知識を深めることだと感じた。実習を通して、医療に関する基礎的な知識が豊富になると改めて認識したため、今後は積極的に専門知識を深め、知識を得てまいりたい。また、医療に対する思いなどを磨く力も必要だと思った。普段に見える医療行為の細部に注目し、身振りやアイコンタクトを通じて医師を読み取る力が求められる。この力は日常的にアシテクを振り、相手の気持ちを考えることで運われると思う。 etc.
3) 在宅医療に携わる人々 医師、看護師、医療事務、訪問看護師など複数職種のパフォーマンス。医師は患者と家族との面談、看護師は看護業務などの実務を行っていた。 etc.	7) 在宅医療、在宅を軸とする医療 主に患者が自宅、長期入院患者で外出困難な方、病院の搬送を希望する方、家族との信頼関係を基盤に依拠する方がいる。自己

レポートの内容には個人差が生じていた。具体的な学習体験と考察の記述が多い一方で、抽象的、または、感想の記述に傾倒しているものも少数あった。V 学習後レポート一覧(学生番号順に掲載)に、学生個々のレポートを掲載する。

図8 事後学習課題 レポート

##### (2) ポストテスト

ポストテストは、事前学習課題である「保健医療福祉に関する国家試験類似問題に挑戦」の類似問題を出題した。事前学習では、在宅医療の早期体験実習に関連する法や制度の知識を深めることを目指し、地域医療への関心を高めるとともに、訪問先の患者やその家族の生活背景に目を向ける準備としていた。ポストテストの目的は、実際に病院以外の場で医療を提供する経験をした学生が、その学びと知識を統合することにあった。ポストテストは全問正解に至るまで実行することを実習終了の要件としたが、全員が全問正解には至らなかった。

#### 2) ポストアンケート

事後学習課題の一貫としてポストアンケートをLMSに格納し、回答を回収した。ポストアンケートの目的の一つ目は、この実習における課題分析をもとに課した事前学習を実際に役に立てることができたか、役立つ場面があったかを問うものである。目的の二つ目は自己省察である。課された事前学習課題に加え、これまでの学習活動や生活上の経験、個々の意欲を、実習で活性化できたのか、あるいは課題が残るのかを省察するための問い合わせについて回答を得ている。

### (1) 事前学習課題の成果

事前学習課題の学習のしやすさにくわえ、実習先で役立てることができたかを問う設問をおいた。(図 9)

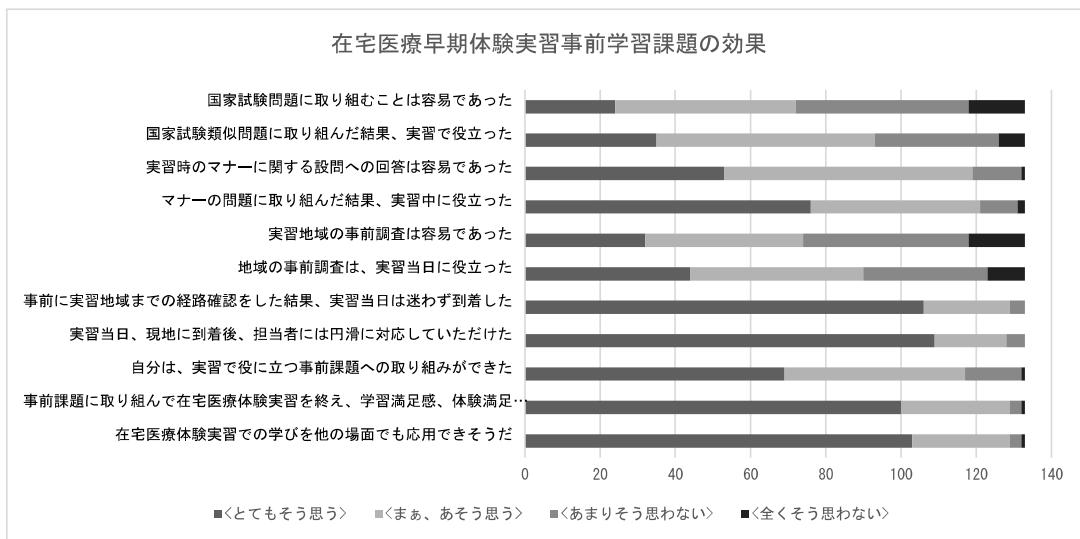


図 9 事前学習課題の効果

事前学習課題の取り組みやすさについて尋ねた結果、半数以上の学生は容易に学習できたという回答であった。やや困難感を持つ者の割合が多い設問は、国家試験類似問題への取り組みであった。国家試験類似問題を事前学習課題とした理由は、既習である地域医療に関する制度や法の知識を再確認し、実習で活性化することや医師との対話に役立てることを想定していた。学生の回答や省察からは、法や制度に関する実習直前の学習動機付けが不足したこと、実習時間内でその知識を活性化する機会がなかったことがうかがえた。一方で、地域や実習機関の情報収集と、マナーに関する事前学習は半数以上の学生が実習中に役立ったと回答し、学生の行動を助ける学習であったことがわかる。

### (2) 学習活動における学生の効力感と自己省察

ポストアンケートでは、2つの側面から自己評価をすすめ、その言語化を求めた。一つ目の側面は、自分の学習準備や行動、判断で「頑張れた」「うまくいった」「やってよかった」という体験の自由記載とし、もう一つの側面は「できなかった」「うまくいかなかった」「内省している」ことについて、事象を添えて自由記述を求めた。図 10、図 11 は、学生の記述を言語で整理し分類した結果をグラフ化したものである。実習中の学習内容の充実、コミュニケーション、積極性についての効力感を示す記述が多く、実際の医療の場で見学や体験をすることや、既習学習であるコミュニケーションの技法を活用できたことに効力感をもっていることが伺えた(表 7)。

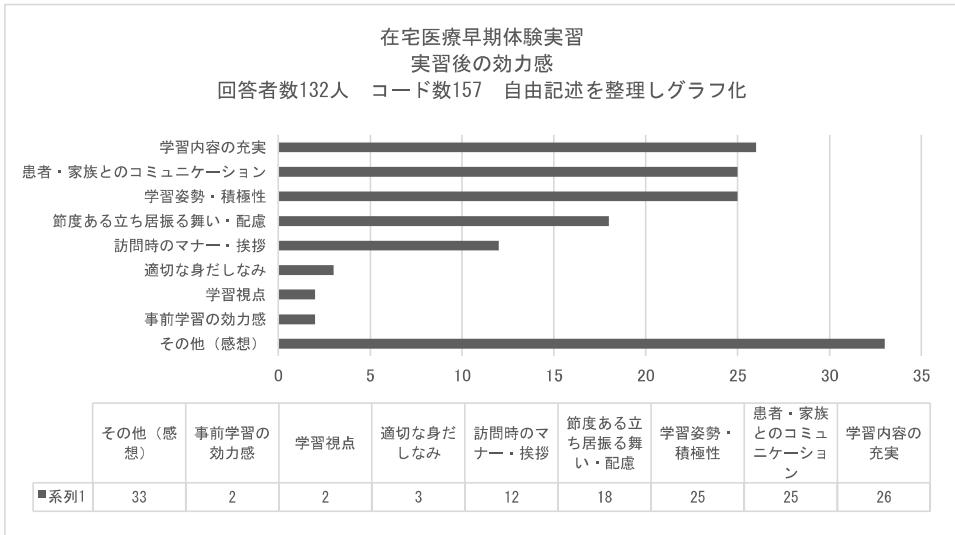


図 10 実習後の学生の効力感



実習終了後、実習のまとめとなる演習の様子

表7 実習後の効力感(学生記述の一部)

学習内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当医師の態度にとても感銘を受けた。学習するモチベーションが上がった</li> <li>往診時間のあと外来診察を見せていただけて、在宅医療だけでなく地域医療全体を見ることができてとても貴重な機会となった</li> <li>先生が今回訪問する利用者さんがどういった方なのか前もって教えてくださったので、気持ちを得られたので大変助かった</li> </ul>
ニケーションとのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者さんやその家族と話す際の言葉遣いや、医療行為中に邪魔にならないような立ち回りを褒めていただいた</li> <li>積極的に医師や看護師とコミュニケーションをとることが出来た</li> </ul>
積極性 学習姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に先生方と会話しようとした姿勢は実習に臨む学生としてよいと自己評価できる</li> <li>少しでも疑問に思ったり、実際の現場の医師はどう考えているのか、なぜ在宅をやり始めたかの経緯など、気になることは何でも質問した。医師は診断書や紹介状、カルテなど、差し支えない範囲で見せてくださいり大変勉強になった</li> </ul>
舞い・配慮 立ち居振る	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師や看護師の動きを観察し、迷惑がかからないように立ち回ることができたと思う</li> <li>時間なども守れ、医学生として真剣に取り組めた</li> </ul>
ナード・挨拶 訪問時のマナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問先のお宅で家族の方に名札を見せながら丁寧に挨拶し、ほめていただきました</li> <li>医師から話を真摯に聞くことができた。また話を聞く姿勢が良いということや、患者に対する挨拶や態度が良いと講評をいただいた。今後もこのような態度を続けて医師になる上で活かそうと思う</li> </ul>
身だしなみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>身だしなみ（まとめ髪、自然なメイク、指定の服装）を整えていたところ、クリニックの方々だけでなく、患者さんからも印象が良いと言われた</li> <li>スーツで現地に行ったら、好印象をもっていただきました</li> </ul>
学習視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師が寝たきりの患者の採血をするときに、患者の目に注目していた（目は口程に物を言うから）。実際に採血をする際、目にすごい力が入っているのが分かった。そのことを医師に後で伝えたら、いいところを観察していたね、と言っていただいた</li> <li>患者さんとのコミュニケーションの機会をたくさんいただいた。また、このコミュニケーションによって新たに患者さんの情報を知ることができたと言っていた</li> </ul>
事前学習の効力感	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前学習で実習先でのふるまい方について予習することができたので、医学部生として適切な行動をとることができたと思う</li> <li>訪問時のマナーについて事前に習得してから実習を迎えたので、自分自身たじろぐことなく、訪問先に不快や不安を与えずに実習を終えることができました</li> <li>今回、事前に実習の際の注意点を確認できたのが良かったと思いました。小さなことですが、玄関先で靴を綺麗に揃えた時、「素晴らしいですね」と、看護師さんに言われて、事前に確認してよかったです</li> </ul>

効力感に関する記述分類の結果には、その他(感想)に分類したものがある。これは学習に関する効力感とは異なり、学生が喜びや嬉しさ、楽しさ、感謝を示す一文を分類したものであり、初年次の学生が単独で向かった実習先や訪問先で、医療従事者や患者、家族から向けられる表情や言葉に対する、素直な感情が表れており、学生にとっては特記すべき高揚感のある出来事だったのではないだろうか。1年生が初めて体験する訪問診療への同行で「嬉しい」「ありがたい」と肯定的な感情を持つことは、後続する多くの分野の学習動機づけになる可能性が高い。ここでは学生の記述から“学生の気持ち”を記しているものを抜粋して紹介する(表8)。

表8 学生の“嬉しかった”“楽しかった”という記述(一部抜粋)

〔医師やスタッフとの関わりの中で感じた嬉しさ、喜び〕

- ・訪問診療に行く車内で、医師や訪問看護師さんが、私の質問にも気さくに答えてくれたことが嬉しかったです
- ・「ゆっくり話していて患者さんも聞き取りやすかったと思う」と看護師さんに言っていただけてうれしかった
- ・質問すると皆さんが丁寧に回答くださるのがありがたかったです
- ・訪問した施設の方に挨拶をすると、挨拶を返してくださいり嬉しかった
- ・笑顔を絶やさずに医師や患者さんと接していたら、「将来人気の医師になりそうだね」と言われて嬉しかった
- ・担当してくださった先生から、自分の人柄を褒めていただいた。そのことがとても嬉しかった
- ・訪問診療した後に、人の暖かみを感じ、嬉しい気持ちになった
- ・医師になる志望動機と今後の展望を、指導をいただいた医師に話したら、自分に関心をもっていただき嬉しかった
- ・「学生さん」ではなく、「〇〇先生」と呼ばれたのが人生初で恥ずかしさもあるものの嬉しかった
- ・病院の全体の見学をさせて貰うなどご配慮いただき非常にありがたかったです
- ・最初に医師が私を紹介する場を作っていただき、学生を受け入れていただいていることを感じて安心しました
- ・終始明るい雰囲気だったので質問をしやすく、楽しかったです

〔患者、利用者との関わりの中で感じた嬉しさ、喜び〕

- ・医学部の一年生というと患者さんに「がんばってね」と言ってもらえたのがとても嬉しかった
- ・利用者さんとコミュニケーションを取った際に、礼儀作法が美しいと褒めていただきました
- ・利用者さんに来てくれてうれしい、とハグしてもらいました。嬉しかったです
- ・御高齢の患者さんは耳が遠く、あまりはっきりと発音することも出来ていなかったが、最後に私が「本日はありがとうございました。」とお礼を伝えたところ、笑顔で「頑張ってね」と声をかけてくださいました。すごく嬉しかったです
- ・患者さんと目が合った時に、患者さんがニコッとしてくれたことがとても嬉しかったです
- ・行く先々で患者さんからこれから頑張ってね、と励ましの言葉をいただきました。頑張ろうと思えました
- ・ご高齢であまり声の出せない方もいらっしゃったが、挨拶や会釈をすると笑顔になってくださり、話せなくてもコミュニケーションが取れることを知って、挨拶をすることは大切だと改めて感じた
- ・患者さんとお話ししたときに「いいお医者さんになりそう」と言っていただき、恥ずかしかったけど嬉しかった

省察と自己課題についての記述には、多くの学生が知識不足や、実習に臨む学習準備不足を挙げていた。この実習がきっかけとなり、後続する各領域の学習の必要性や、関連性を確かめながら継続的で横断的な学習を継続することに期待したい。

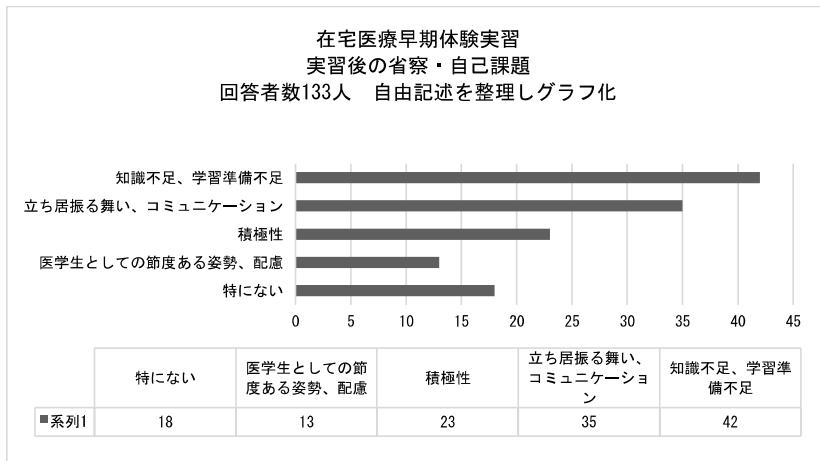


図 11 実習後の学生の省察・自己課題

表 9 実習後の省察・自己課題(学生記述の一部)

知識不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に在宅医療の実態(利用者の傾向や、処置)や介護について学習しておくとよいと思った</li> <li>患者さんと医師の会話を聞いているときに患者さんの悩みを自身の心の中で考えて、医師の考えと何が違うのかを考えてみた際に、自分は一面的に見てしまうことがあったので、多面的に物事を見る必要があると感じました</li> <li>病気の名前などが出た時にその名前を知らなかつたため話を理解することができなかつた</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊張もあり、先生が教えてくださったことに対する反応が薄かったかもしれない、反省している</li> <li>患者さんに自分から自己紹介ができず、先生に紹介してもらってから挨拶をしていた。自分から言えたらよかったです</li> <li>患者さんだけに目がいってしまい、その家族にあまり配慮が出来ていなかつたかもしれない</li> </ul>	
積極性	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師への質問は積極的にできたが他の職種の方への質問はあまりできなかつた</li> <li>訪問先で、自分が名乗るより先に医師に私の紹介をさせてしまい、申し訳なかつた</li> <li>私から行動できずに、相手に気を遣わせることが多かつたような気がするので、医学生という志を持つてもっと自分から積極的に行動するべきだと思った</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>午後からの実習なのにお昼ご飯を食べなかつたのが良くなかった。お昼を食べてないと先生が知り、気を使わせてしまった</li> <li>どう行動すればいいのかわからないことが多かつた。</li> <li>医師が立って診察している場合は自分も立って見学していることに違和感はないが、先生あるいは利用者のご家族の方が室内で床に座っている時に自分自身も座るべきなのか判断したり相談できなかつた</li> </ul>	

## **IV 今後の課題**

### **1. 調整、運営上の課題**

1年生が履修する在宅医療早期体験実習の初年度は、学生指導にお力添えいただいた医師をはじめとする医療機関等の皆様や、学内教職員との調整において、改善や再調整を要することがたびたび生じた。学生の到着時刻をより明瞭にする必要があることや、学生の持参物、実習中の学習姿勢などについて、実習機関からの連絡や学生からの報告をうけて、その都度対応を行った。また、指導をいただいた医師からの講評には、1年生という立場を理解いただいたうえで、さらに学習を深めてほしいと期待の声が多く寄せられた。本実習で学生がより能動的に学習し、関心を高めるためには、実習までの既習学習をより具体的に想起することを重視した事前学習の精選が必要である。そのうえで、学生のレディネスについて医療機関等と共有することを検討していきたい。

### **2. 学生の学習支援上の課題**

上記で記したように、学生が限られた時間の中で在宅医療に関心をもち、能動的に実習するための事前学習の精選が必要である。そのためには、在宅医療早期体験実習で学習すべき事項の前提となる知識の想起を導き、学習深化のための予備学習の構築が肝要である。入学後すぐに学ぶ「地域医療とチーム医療」での学びや、これまでの社会経験、生活経験を想起する機会をつくることが、学生個々が自分事として実習に臨む準備の一助になると考える。さらに、2024年度に見学や体験した事柄を「見学機会の高い場面」として学生に情報提供と学習示唆をする予定である。

本書は、2024年度の最終報告を一部抜粋したものです

本書作成日 2024年2月25日

本書発行者 柴崎智美 /埼玉医科大学医学教育学

小池啓子 /埼玉医科大学医学教育センター

住所 〒350-0495 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 38

電話 049-276-1168

無断での転載、複製、改変等を禁止いたします



令和4年度文部科学省ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業選定（令和4年度～10年度、7年間）  
埼玉・群馬の健康と医療を支える未来医療人の育成

<https://sgmirai.jp/>



# 鹿嶋常任

地ヶ第728-2号  
令和7年3月13日

一般社団法人埼玉県医師会  
会長 金井 忠男 様

埼玉県福祉部長 細野 正（公印省略）

## 埼玉県地域リハビリテーション協力医療機関等の指定について（依頼）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県は、高齢者や障害者の様々な状況に合わせてリハビリテーションサービスが適切に提供されるよう、地域リハビリテーション支援体制の整備を進めており、本取組をより円滑に実施するため、地域リハビリテーション・ケアサポートセンターと連携して支援を行う協力医療機関等を更に増やしたいと考えております。

そこで、今後別添の医療機関等と個別に調整を図り、了解が得られたところから順次協力医療機関等の指定を行う予定ですので、引き続き本取組への御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、参考までに最新の協力医療機関等の一覧についても送付させていただきます。

担当 地域包括ケア担当 山崎、武井  
電話 048-830-3256  
FAX 048-830-4781  
MAIL a3250-03@pref.saitama.lg.jp

## 協力医療機関等追加指定候補一覧

圏域	法人名	施設名	住所
1 南西部	医療法人五麟会	まちだ訪問クリニック	朝霞市本町1丁目34-1
2 東部	医療法人社団慶榮会	八潮病院	八潮市鶴ヶ曽根1089番地
3 利根	医療法人社団廣和会	埼玉杉戸診療所	北葛飾郡杉戸町本郷273-1
4 さいたま		おおやま整形外科	さいたま市南区南浦和2丁目2-15
5 県央	医療法人社団二袖会	大友外科整形外科	北本市本町6-284
6 北部		本庄脳神経外科・脊椎外科	本庄市早稲田の杜5-10-8
7 北部	医療法人社団尽徳会	県西在宅クリニック熊谷	熊谷市村岡307-1

## 協力医療機関等一覧

(令和6年9月1日)

地域	法人名	施設名	所在地	備考
南部	1 医療法人社団協友会	東川口病院	川口市	H27.01.01指定
	2 社会福祉法人恩賜財団済生会支部	埼玉県済生会川口総合病院	川口市	H26.09.30指定
	3 医療法人健仁会	益子病院	川口市	H28.03.31指定
	4 医療生協さいたま生活協同組合	埼玉協同病院	川口市	H28.03.31指定
	5 医療法人青木会	青木中央クリニック	川口市	H28.06.01指定
	6	介護老人保健施設ミレニアム・マッシーランド	川口市	H27.01.01指定
	7 医療法人一成会	介護老人保健施設かわぐちナーシングホーム	川口市	H28.03.31指定
	8	介護老人保健施設グリーンビレッジ安行	川口市	H28.06.01指定
	9	医療法人安東病院	川口市	H29.03.31指定
	10	寿康会病院	川口市	H29.03.31指定
	11 医療生協さいたま生活協同組合	介護老人保健施設みぬま	川口市	H29.03.31指定
	12 医療法人新青会	川口工業総合病院	川口市	H30.04.01指定
	13	介護老人保健施設老健ねぎしあセンター	川口市	H30.04.01指定
	14	川口市立医療センター	川口市	H31.04.01指定
	15 医療法人三誠会	川口誠和病院	川口市	H31.04.01指定
	16 医療生協さいたま生活協同組合	川口診療所	川口市	H31.04.01指定
	17 医療法人社団桐和会	川口さくら病院	川口市	H31.04.01指定
	18	中青木整形外科	川口市	R2.4.1指定
	19 医療法人あかつき会	はとがや病院	川口市	R2.4.1指定
	20 医療法人社団桐和会	介護老人保健施設川口メディケアセンター	川口市	R2.4.1指定
	21 医療法人久幸会	川口きゅうほらリハビリテーション病院	川口市	R6.9.1指定
	22 医療法人社団東光会	介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨	蕨市	H29.03.31指定
	23 医療法人社団仁真会	辻川ホームクリニック	蕨市	R6.9.1指定
	24 医療法人地の塩会	とだ小林医院	戸田市	H26.10.31指定
	25 医療法人社団東光会	戸田中央総合病院	戸田市	H29.08.31指定
	26 医療法人財団啓明会	中島病院	戸田市	H26.09.30指定
	27 医療法人高仁会	戸田病院	戸田市	H31.04.01指定
	28	戸田市立市民医療センター	戸田市	H31.04.01指定
	29 医療法人社団東光会	戸田中央トータルケアクリニック	戸田市	R6.9.1指定
南西部	1	介護老人保健施設グリーンビレッジ朝霞台	朝霞市	H28.03.31指定
	2	介護老人保健施設つづじの郷	朝霞市	H28.06.01指定
	3 医療法人山柳会	塩味病院	朝霞市	H30.04.01指定
	4 医療法人循和会	朝霞中央クリニック	朝霞市	H31.04.01指定
	5 医療法人社団武蔵野会	TMGあさか医療センター	朝霞市	H31.04.01指定
	6	介護老人保健施設ケアライフ朝霞	朝霞市	H31.04.01指定
	7 医療法人瑞穂会	介護老人保健施設志木瑞穂の里	志木市	H26.10.31指定
	8 医療法人社団武蔵野会	TMG宗岡中央病院	志木市	H29.03.31指定
	9 医療法人社団翠会	和光病院	和光市	H28.03.31指定
	10 医療法人寿鶴会	菅野病院	和光市	H31.04.01指定
	11 社会福祉法人和光福祉会	介護老人保健施設ナーシングホーム和光	和光市	H31.04.01指定
	12 独立行政法人国立病院機構	埼玉病院	和光市	R2.4.1指定
	13 医療法人社団青葉会	新座病院	新座市	H27.01.01指定
	14 医療法人社団武蔵野会	新座志木中央総合病院	新座市	H26.10.31指定
	15	堀ノ内病院	新座市	H28.06.01指定
	16 医療法人昭仁会	介護老人保健施設四季の里	新座市	H26.09.30指定
	17	介護老人保健施設新座園	新座市	H30.04.01指定
	18 医療法人財団明理会	イムス富士見総合病院	富士見市	H29.08.31指定
	19 医療法人誠壽会	上福岡総合病院	ふじみ野市	H30.04.01指定
	20 医療生協さいたま生活協同組合	大井協同診療所	ふじみ野市	H31.04.01指定
	21	介護老人保健施設上福岡リハケアセンター	ふじみ野市	H31.04.01指定
	22 医療法人財団明理会	介護老人保健施設イムスケアふじみの	ふじみ野市	R2.4.1指定
	23 医療法人財団明理会	埼玉セントラル病院	三芳町	H26.10.31指定
	24 医療法人財団明理会	介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター	三芳町	H26.09.30指定
	25 医療法人社団明芳会	イムス三芳総合病院	三芳町	H30.04.01指定
東部	1 医療法人財団明理会	春日部中央総合病院	春日部市	H26.10.31指定
	2 医療法人秀和会	秀和総合病院	春日部市	H27.01.01指定
	3 医療法人社団永寿会	三須医院	春日部市	H28.06.01指定
	4	介護老人保健施設春日部ロイヤルケアセンター	春日部市	H27.01.01指定
	5 医療法人光仁会	南部厚生病院	春日部市	H29.03.31指定
	6 医療法人社団心司会	介護老人保健施設しょうわ	春日部市	H28.03.31指定
	7 医療法人社団山幹会	山崎整形外科	春日部市	H30.04.01指定
	8 医療生協さいたま生活協同組合	かすかべ生協診療所	春日部市	H31.04.01指定
	9 医療法人春明会	介護老人保健施設ちとせ	春日部市	H31.04.01指定
	10 医療法人社団全仁会	東都春日部病院	春日部市	
	11	草加市立病院	草加市	H27.01.01指定

## 協力医療機関等一覧

(令和6年9月1日)

順位	法人名	施設名	所在地	備考
66	12 医療法人親和会	草加松原リハビリテーション病院	草加市	H28.06.01指定
67	13 医療法人社団協友会	鳳永病院	草加市	H29.03.31指定
68	14 医療法人社団協友会	メディカルトピア草加病院	草加市	H30.04.01指定
69	15 医療法人アンサンブルメディカ	草加内科呼吸ケアクリニック	草加市	H31.04.01指定
70	16 医療法人社団ユーアイエメリー	草加すずのきクリニック	草加市	H31.04.01指定
71	17 医療法人埼友会	埼友草加病院	草加市	R2.4.1指定
72	18 医療法人財団明理会	介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター	草加市	R2.4.1指定
73	19 医療法人敬愛会	リハビリテーション天草病院	越谷市	H27.02.01指定
74	20 医療法人財団明理会	新越谷病院	越谷市	H27.01.01指定
75	21	越谷市立病院	越谷市	H27.01.01指定
76	22 医療法人社団協友会	越谷誠和病院	越谷市	H26.10.31指定
77	23 医療法人社団貴昌会	岡野クリニック	越谷市	H26.09.30指定
78	24 医療法人社団聖心会	十全病院	越谷市	H28.03.31指定
79	25	介護老人保健施設とまりや	越谷市	H26.09.30指定
80	26 医療法人敬愛会	介護老人保健施設シルバーケア敬愛	越谷市	H28.03.31指定
81	27	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市	H29.03.31指定
82	28 医療法人社団仁心会	越谷ハートフルクリニック	越谷市	H29.03.31指定
83	29 社会福祉法人貴親会	介護老人保健施設憩いの里	越谷市	H29.03.31指定
84	30 医療法人桂名会	埼友クリニック	越谷市	H31.04.01指定
85	31 医療法人社団協友会	八潮中央総合病院	八潮市	H26.09.30指定
86	32 医療法人社団協友会	埼玉回生病院	八潮市	H27.01.01指定
87	33 医療法人社団協友会	介護老人保健施設ケアセンター八潮	八潮市	H26.09.30指定
88	34 医療法人三愛会	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市	H26.09.30指定
89	35 医療法人社団愛友会	三郷中央総合病院	三郷市	H26.09.30指定
90	36 医療法人財団健和会	みさと健和クリニック	三郷市	H28.03.31指定
91	37 医療法人社団愛友会	介護老人保健施設三郷ケアセンター	三郷市	H26.09.30指定
92	38 医療法人三愛会	三愛会総合病院	三郷市	H31.04.01指定
93	39 医療法人社団協友会	吉川中央総合病院	吉川市	H26.10.31指定
94	40 医療法人社団明日佳	埼玉あすか松伏病院	松伏町	H28.03.31指定
95	41 医療法人社団明日佳	介護老人保健施設あすかhouse松伏	松伏町	H26.10.31指定
96	42 医療法人社団全仁会	埼玉筑波病院	松伏町	H31.04.01指定
97	43 医療法人社団心英会	介護老人保健施設なのはな里	松伏町	R2.4.1指定
98	さいたま 1 医療法人博演会	湯澤医院	さいたま市西区	H26.09.30指定
99	2 医療法人三慶会	指扇病院	さいたま市西区	H26.10.31指定
100	3 医療法人三慶会	指扇療養病院	さいたま市西区	H29.03.31指定
101	4 医療法人博演会	介護老人保健施設ル・サンク湯澤	さいたま市西区	H29.03.31指定
102	5 医療法人財団新生会	介護老人保健施設高齢者ケアセンターゆらぎ	さいたま市西区	H29.03.31指定
103	6	介護老人保健施設びわの葉	さいたま市西区	H30.04.01指定
104	7 医療法人社団松弘会	介護老人保健施設トワーム指扇	さいたま市西区	H30.04.01指定
105	8 医療法人ヘブロン会	大宮中央総合病院	さいたま市北区	H26.09.30指定
106	9 医療法人社団協友会	彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区	H26.09.30指定
107	10 医療法人社団誠恵会	介護老人保健施設みやびの里	さいたま市北区	H28.03.31指定
108	11 医療法人財団聖蹟会	介護老人保健施設ハートランド大宮	さいたま市北区	H28.06.01指定
109	12 独立行政法人地域医療機能推進機構	さいたま北部医療センター	さいたま市北区	R2.4.1指定
110	13	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区	H29.08.31指定
111	14	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区	H29.08.31指定
112	15 医療法人明浩会	西大宮病院	さいたま市大宮区	H26.10.31指定
113	16 医療法人一成会	さいたま記念病院	さいたま市見沼区	H26.10.31指定
114	17 医療法人財団新生会	大宮共立病院	さいたま市見沼区	H26.10.31指定
115	18 医療法人財団新生会	介護老人保健施設高齢者ケアセンターのぞみ	さいたま市見沼区	H28.03.31指定
116	19 医療法人興仁会	大和田病院	さいたま市見沼区	H30.04.01指定
117	20 社会福祉法人瑞泉	介護老人保健施設あすか	さいたま市見沼区	H30.04.01指定
118	21 医療法人社団協友会	介護老人保健施設ハートケア東大宮	さいたま市見沼区	H30.04.01指定
119	22 社会福祉法人シナプス	埼玉精神神経センター	さいたま市中央区	H29.03.31指定
120	23 医療法人JOSC	JIN整形外科スポーツクリニック	さいたま市中央区	H29.08.31指定
121	24 医療法人聖仁会	西部総合病院	さいたま市桜区	H27.02.01指定
122	25 社会福祉法人安誠福祉会	介護老人保健施設ファインハイム	さいたま市桜区	H27.01.01指定
123	26 医療法人栄寿会	介護老人保健施設うらわの里	さいたま市桜区	H28.06.01指定
124	27 医療法人社団松弘会	三愛病院	さいたま市桜区	H29.03.31指定
125	28 医療法人	川久保病院	さいたま市浦和区	H27.01.01指定
126	29 医療法人青木会	青木医院	さいたま市浦和区	H26.09.30指定
127	30 独立行政法人地域医療機能推進機構	埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区	H28.06.01指定
128	31 医療法人社団誠信会	かさい医院	さいたま市浦和区	H29.03.31指定
129	32 社団法人全国社会保険協会連合会	埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設	さいたま市浦和区	H31.04.01指定
130	33 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	介護老人保健施設きんもくせい	さいたま市緑区	H27.01.01指定

## 協力医療機関等一覧

(令和6年9月1日)

地域	法人名	施設名	所在地	備考
131 132 133 134 135 136 137 138 139 140	34 医療法人社団明雄会	介護老人保健施設エスボワールさいたま	さいたま市緑区	H26.09.30指定
	35 医療法人幹誠会	川久保整形外科クリニック	さいたま市緑区	H29.03.31指定
	36	さいたま市立病院	さいたま市緑区	H30.04.01指定
	37 医療法人社団アンフルール	介護老人保健施設あさがお	さいたま市緑区	H30.04.01指定
	38 医療法人洋洲会	田中アミリークリニック	さいたま市岩槻区	H26.09.30指定
	39 医療法人慈正会	丸山記念総合病院	さいたま市岩槻区	H26.10.31指定
	40 医療法人慈弘会	岩槻中央病院	さいたま市岩槻区	H29.03.31指定
	41 医療法人社団卓愛会	いしまるクリニック	さいたま市岩槻区	H30.04.01指定
	42 医療法人社団凰会	さいたま岩槻病院	さいたま市岩槻区	H31.04.01指定
	43 一般社団法人岩槻医師会	岩槻南病院	さいたま市岩槻区	R6.04.01指定
	141 県央	1 医療法人財团ヘリオス会	ヘリオス会病院	H28.03.31指定
	142	2 医療法人	仁科整形外科	H28.03.31指定
	143	3 医療法人社団鴻愛会	介護老人保健施設こうのすナーシングホーム共生園	H26.09.30指定
	144	4 医療法人社団愛光会	介護老人保健施設鴻巣フラワーバレス	H29.03.31指定
	145	5 医療法人仁科整形外科	介護老人保健施設秋桜	H29.03.31指定
	146	6 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	鴻巣介護老人保健施設こうのとり	H26.09.30指定
	147	7 医療法人社団鴻愛会	こうのす共生病院	H26.09.30指定
	148	8 医療法人藤仁会	藤村病院	上尾市
	149	9 医療法人社団昌美会	西村ハートクリニック	H28.03.31指定
	150	10 医療法人社団悠会	上尾ニッ宮クリニック	H28.06.01指定
	151	11 医療法人社団愛友会	介護老人保健施設あげお愛友の里	H26.09.30指定
	152	12 医療法人財团仁会	介護老人保健施設ふれあいの郷あげお	H26.10.31指定
	153	13 社会福祉法人安誠福祉会	介護老人保健施設ハーティハイム	H28.03.31指定
	154	14 医療法人社団愛友会	上尾中央第二病院	H29.03.31指定
	155	15 医療法人社団愛友会	介護老人保健施設エルサ上尾	H30.04.01指定
	156	16 社会福祉法人安誠福祉会	介護老人保健施設ルーエハイム	H28.03.31指定
	157	17 医療法人財团聖蹟会	介護老人保健施設ハートランド桶川	H30.04.01指定
	158	18 医療法人財团聖蹟会	埼玉県央病院	H31.04.01指定
	159	19	北里大学メディカルセンター	H27.01.01指定
	160	20 医療法人誠昇会	介護老人保健施設カントリー・ハーベスト北本	H26.09.30指定
	161	21 医療法人社団博翔会	桃泉園北本病院	北本市
	162	22	本藤整形外科医院	H29.03.31指定
	163	23 医療法人社団愛友会	伊奈病院	H30.04.01指定
	164	24 医療法人一心会	介護老人保健施設一心館	伊奈町
165 川越企 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195	1 医療法人瑞穂会	城南中央病院	川越市	H26.10.31指定
	2 医療法人	埼玉病院	川越市	H26.10.31指定
	3 医療法人瑞穂会	川越リハビリテーション病院	川越市	H26.10.31指定
	4 医療法人	西部診療所	川越市	H26.09.30指定
	5	埼玉医科大学総合医療センター	川越市	H26.09.30指定
	6	埼玉医科大学かわごえクリニック	川越市	H26.10.31指定
	7 医療法人高友会	笠幡病院	川越市	H26.10.31指定
	8 医療法人社団誠弘会	池袋病院	川越市	H26.09.30指定
	9 医療法人藤田会	西武川越病院	川越市	H28.03.31指定
	10 医療法人豊仁会	三井病院	川越市	H28.06.01指定
	11 医療法人瑞穂会	介護老人保健施設瑞穂の里	川越市	H26.10.31指定
	12	介護老人保健施設プライムケア川越	川越市	H26.09.30指定
	13 社会医療法人社団尚篤会	赤心堂病院	川越市	H29.03.31指定
	14 医療法人聖心会	南古谷病院	川越市	H30.04.01指定
	15	川越耳科学クリニック	川越市	H31.04.01指定
	16 医療法人	武藏野総合病院	川越市	R2.4.1指定
	17 医療法人刀圭会	本川越病院	川越市	R2.4.1指定
	18 公益社団法人東松山医師会	東松山医師会病院	東松山市	H26.09.30指定
	19 医療法人	埼玉成恵会病院	東松山市	H28.06.01指定
	20	東松山市立市民病院	東松山市	H29.03.31指定
	21 医療法人社団シャローム	シャローム病院	東松山市	H29.03.31指定
	22 医療法人蒼龍会	武蔵嵐山病院	東松山市	H26.09.30指定
	23 社会医療法人刀仁会	坂戸中央病院	坂戸市	H26.09.30指定
	24 医療法人刀仁会	介護老人保健施設はづらつ	坂戸市	H28.03.31指定
	25 医療法人若葉会	若葉病院	坂戸市	H29.03.31指定
	26 医療法人社団満寿会	介護老人保健施設鶴ヶ島ケアホーム	鶴ヶ島市	H27.01.01指定
	27 社会医療法人社団新都市医療研究会(関越)会	医療法人関越病院	鶴ヶ島市	H29.03.31指定
	28 医療法人社団満寿会	鶴ヶ島在宅医療診療所	鶴ヶ島市	H31.04.01指定
	29	埼玉医科大学病院	毛呂山町	H27.02.01指定
	30	丸木記念福祉メディカルセンター	毛呂山町	H26.10.31指定
	31 医療法人昭友会	介護老人保健施設いづみケアセンター	滑川町	H26.09.30指定

## 協力医療機関等一覧

(令和6年9月1日)

順位	法人名	施設名	所在地	備考
196	32 医療法人社団宏仁会	小川赤十字病院	小川町	H27.03.01指定
197	33 医療法人啓仁会	小川病院	小川町	H30.04.01指定
198	34 医療法人啓仁会	平成の森・川島病院	川島町	H26.09.30指定
199	35 医療法人啓仁会	介護老人保健施設平成の森	川島町	H30.04.01指定
200	36 医療法人眞美会	麻見江ホスピタル	鳩山町	H30.04.01指定
201	37 医療法人娘生会	介護老人保健施設みどうの杜	東秩父村	H26.10.31指定
202	西部 1 一般社団法人巨樹の会	明生リハビリテーション病院	所沢市	H26.10.31指定
203	2 医療法人啓仁会	所沢ロイヤル病院	所沢市	H26.10.31指定
204	3 医療法人社団東光会	東所沢病院	所沢市	H26.10.31指定
205	4 医療生協さいたま生活協同組合	埼玉西協同病院	所沢市	H28.03.31指定
206	5 一般社団法人巨樹の会	所沢明生病院	所沢市	H28.03.31指定
207	6 医療法人社団和風会	所沢リハビリテーション病院	所沢市	H28.06.01指定
208	7 医療法人社団医鳳会	並木病院	所沢市	H29.03.31指定
209	8 医療法人啓仁会	介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘	所沢市	H31.04.01指定
210	9 国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市	R2.4.1指定	
211	10 独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	西埼玉中央病院	所沢市	R2.4.1指定
212	11 医療法人仁栄会	所沢緑ヶ丘病院・緑ヶ丘介護医療院	所沢市	R6.04.01指定
213	12 医療法人社団桜友会	所沢ハートセンター	所沢市	R6.04.01指定
214	13 医療法人靖和会	飯能靖和病院	飯能市	H26.10.31指定
215	14 医療法人泰一会	飯能整形外科病院	飯能市	H29.03.31指定
216	15 医療法人博療会	佐瀬病院	飯能市	H30.04.01指定
217	16 医療法人新正会	間柴医院	飯能市	H30.04.01指定
218	17 医療法人徳明会	小室クリニック	飯能市	H31.04.01指定
219	18 医療法人友好会	飯能老年病センター	飯能市	H31.04.01指定
220	19 医療法人尚寿会	大生病院	狭山市	H26.10.31指定
221	20 社会医療法人財団石心会	埼玉石心会病院	狭山市	H26.09.30指定
222	21 社会医療法人	入間川病院	狭山市	H26.10.31指定
223	22 医療法人社団青葉会	狭山神経内科病院	狭山市	H26.09.30指定
224	23 医療法人社団清心会	至聖病院	狭山市	H27.01.01指定
225	24 医療法人尚寿会	あさひ病院	狭山市	H28.03.31指定
226	25 医療法人尚寿会	介護老人保健施設愛	狭山市	H28.06.01指定
227	26 狹山中央病院	狭山市	H29.08.31指定	
228	27 医療法人社団清心会	介護老人保健施設 かがやき	狭山市	
229	28 医療法人あんず会	杏クリニック	狭山市	R6.04.01指定
230	29 社会医療法人東明会	原田病院	入間市	H26.10.31指定
231	30 医療法人社団宏志会	豊岡第一病院	入間市	H26.10.31指定
232	31 医療法人一晃会	小林病院	入間市	H26.09.30指定
233	32 医療法人泰一会	介護老人保健施設いるまの里	入間市	H29.03.31指定
234	33 医療法人	豊岡整形外科病院	入間市	R2.4.1指定
235	34 埼玉医科大学国際医療センター	日高市	H27.01.01指定	
236	35 医療法人和会	武藏台病院	日高市	H26.09.30指定
237	36 医療法人和会	介護老人保健施設日高の里	日高市	H27.03.01指定
238	37 医療法人積仁会	旭ヶ丘病院	日高市	H30.04.01指定
239	利根 1 医療法人葦の会	石井クリニック	行田市	H28.03.31指定
240	2 社会福祉法人清幸会	介護老人保健施設グリーンピア	行田市	H28.03.31指定
241	3 医療法人社団清幸会	行田中央総合病院	行田市	H30.04.01指定
242	4 介護老人保健施設ハートフル行田	行田市	H30.04.01指定	
243	5 社会医療法人壮幸会	行田総合病院	行田市	
244	6 医療法人愛應会	騎西クリニック病院	加須市	H28.06.01指定
245	7 医療法人	大久保病院	加須市	H30.04.01指定
246	8 社団法人羽生市医師会	介護老人保健施設カノーブス・羽生	羽生市	H26.10.31指定
247	9 埼玉医療生活協同組合	介護老人保健施設あいの郷	羽生市	H30.04.01指定
248	10 医療法人徳洲会	羽生総合病院	羽生市	R6.04.01指定
249	11 社会福祉法人恩賜財団済生会支部	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市	H26.09.30指定
250	12 医療法人三和会	東鷺宮病院	久喜市	H28.03.31指定
251	13 医療法人社団埼玉巨樹の会	新久喜総合病院	久喜市	H29.03.31指定
252	14 社会福祉法人久喜同仁会	介護老人保健施設鶴寿の里ナーシングホーム	久喜市	H29.03.31指定
253	15 医療法人	新井病院	久喜市	H30.04.01指定
254	16 介護老人保健施設栗橋ナーシングホーム翔裕園	久喜市	H30.04.01指定	
255	17 社会福祉法人彩鶯会	介護老人保健施設桜田	久喜市	R2.4.1指定
256	18 医療法人社団愛友会	蓮田一心会病院	蓮田市	H28.03.31指定
257	19 医療法人社団心の絆	蓮田よつば病院	蓮田市	H28.03.31指定
258	20 医療法人名圭会	介護老人保健施設ケアタウンゆうゆう	蓮田市	H28.06.01指定
259	21 医療法人社団彩悠会	はすだセントラルクリニック	蓮田市	R2.4.1指定
260	22 独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市		

## 協力医療機関等一覧

(令和6年9月1日)

地域	法人名	施設名	所在地	備考
261	23 社会医療法人ジャパンメディカルライアンス	東埼玉総合病院	幸手市	H29.03.31指定
262	24 医療法人慈照会	むさしのメディカルクリニック	幸手市	H29.03.31指定
263	25 医療法人幸仁会	堀中病院	幸手市	H30.04.01指定
264	26 医療法人社団哺育会	白岡中央総合病院	白岡市	H29.03.31指定
265	27 医療法人	白岡整形外科	白岡市	H29.03.31指定
266	28 社会福祉法人大樹会	介護老人保健施設ぽっかぽか	白岡市	H30.04.01指定
267	29	公設富代福祉医療センター六花	宮代町	H28.06.01指定
268	30 医療法人社団一恵会	介護老人保健施設はーとびあ	宮代町	H29.03.31指定
269	31 医療法人堀中会	杉戸クリニック	杉戸町	H29.03.31指定
北部	1 医療法人啓清会	関東脳神経外科病院	熊谷市	R2.4.1指定
	2 医療生協埼玉生活協同組合	熊谷生協病院	熊谷市	H28.03.31指定
	3 医療法人	熊谷総合病院	熊谷市	H28.06.01指定
	4 社会福祉法人埼玉慈恵会	介護老人保健施設ぬくもり	熊谷市	H26.09.30指定
	5 医療法人仁和会	介護老人保健施設ケアパーク江南	熊谷市	H28.03.31指定
	6 公益財団法人	西熊谷病院	熊谷市	H29.03.31指定
	7 医療法人同愛会	熊谷外科病院	熊谷市	H30.04.01指定
	8 医療法人藤和会	藤間病院	熊谷市	H30.04.01指定
	9	介護老人保健施設葵の園・熊谷	熊谷市	H30.04.01指定
	10 社会福祉法人熊谷福祉会	介護老人保健施設はなぶさ	熊谷市	H30.04.01指定
	11 医療法人社団松弘会	介護老人保健施設トワーム熊谷	熊谷市	H31.04.01指定
	12	くぼじまクリニック	熊谷市	
	13 医療法人	熊谷福島病院	熊谷市	
	14	まつだ整形外科クリニック	熊谷市	
	15 医療法人社団幸豊会	めぬま整形外科	熊谷市	
	16 医療法人社団悠之会	ゆうあい内科・脳神経クリニック	熊谷市	
	17 地方独立行政法人埼玉県立病院機構	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市	
	18 医療法人社団寿会	吉沢病院	本庄市	H26.09.30指定
	19	青木病院	本庄市	H30.04.01指定
	20 医療法人本庄福島会	本庄総合病院	本庄市	R2.4.1指定
	21 医療法人益子会	児玉中央病院	本庄市	
	22 医療法人社団優慈会	佐々木病院	深谷市	H28.03.31指定
	23 医療法人葵	深谷中央病院	深谷市	H28.03.31指定
	24 医療法人社団勝医会	ふかやクリニック	深谷市	H29.03.31指定
	25 医療法人康曜会	プラーナクリニック	深谷市	H29.08.31指定
	26 医療法人好文会	あねとす病院	深谷市	H30.04.01指定
	27	深谷赤十字病院	深谷市	H30.04.01指定
	28 一般社団法人深谷寄居医師会	介護老人保健施設FOMA・なごみ	深谷市	H30.04.01指定
	29 医療法人社団優慈会	介護老人保健施設はなみずき	深谷市	H30.04.01指定
	30	おおはま整形外科	深谷市	R4.11.01指定
	31 特定医療法人好文会	介護老人保健施設あねとす	深谷市	R4.11.01指定
	32 特定医療法人好文会	介護療養型老人保健施設アルメリア	深谷市	R4.11.01指定
	33 社会福祉法人神流福祉会	介護老人保健施設かみかわ	神川町	H30.04.01指定
	34	介護老人保健施設かみさとナーシングホーム	上里町	H30.04.01指定
	35 医療法人俊仁会	埼玉よりい病院	寄居町	H26.10.31指定
	36 特定医療法人俊仁会	介護老人保健施設やまざくら	寄居町	H26.10.31指定
	37 社会福祉法人はぐくむ会	介護老人保健施設逍遙の郷	寄居町	H30.04.01指定
秩父	1	秩父市立病院	秩父市	H26.09.30指定
	2 医療法人俊仁会	秩父第一病院	秩父市	H27.01.01指定
	3 医療生協さいたま生活協同組合	秩父生協病院	秩父市	H28.03.31指定
	4 特定医療法人俊仁会	介護老人保健施設うらら	秩父市	H26.10.31指定
	5 医療法人全和会	介護老人保健施設ビッラ・ベッキア	秩父市	H30.04.01指定
	6 医療法人健秀会	介護老人保健施設なでしこ	横瀬町	H28.03.31指定
	7	介護老人保健施設縄文の里長瀬倶楽部	長瀬町	H26.09.30指定
	8 医療法人慶宏会	南須原医院	長瀬町	H29.03.31指定
	9	国民健康保険立小鹿野中央病院	小鹿野町	H30.04.01指定

**【内訳】** 病院・診療所 221機関  
 老健施設 94機関  
 合計 315機関

# 小室常任

日医発第 2082 号（保険）  
令和 7 年 3 月 7 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

## 令和 7 年 4 月以降の医療 DX 推進体制整備加算の取扱いについて

令和 7 年 4 月 1 日より適用する医療 DX 推進体制整備加算等の取扱いにつきましては、令和 7 年 2 月 21 日付け（日医発第 1997 号（保険））「医療 DX 推進体制整備加算等の取扱いについて」により、ご連絡申し上げているところであります。

今般、本件に関する告示、通知、疑義解釈資料が発出されたことを踏まえて、令和 7 年 4 月からの医療 DX 推進体制整備加算の取扱いについて、改めて下記のように整理・解説させていただきます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### （1）令和 7 年 4 月以降の点数及び届出について

令和 7 年 4 月からは、電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している場合の点数である「加算 1、2、3」と、電子処方箋要件がない「加算 4、5、6」に分かれることとなります。

また、令和 7 年 3 月 31 日時点で既に医療 DX 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が同年 4 月以降に「加算 1、2、3」を算定する場合、同年 4 月 4 日までに新たな様式による届出直しが必要となります。なお、「加算 4、5、6」を算定する場合は新たな様式による届出直しは不要です。

上記の内容に加え、それぞれの点数とマイナ保険証利用率をまとめた表と要点は下記のとおりです。

### <令和 7 年 4 月以降の医療 DX 推進体制整備加算の取扱いについて>

- ・電子処方箋の体制を導入しなくてもよい点数として、加算 4、5、6 が新設された。
- ・加算 6 の点数（電子処方箋の体制を導入せず、マイナ保険証利用率が最も低い場合の点数）は 8 点とされ、現在の加算 3 の 8 点と同じ点数を 4 月以降も引き続き算定することが可能。
- ・マイナ保険証利用率の実績要件は、昨年 12 月 2 日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したこと等を踏まえて引き上げられるが、利用率が上がれば、より高い点数を算定できる。

電子処方箋体制の要件	加算	点数	マイナ保険証利用率 (令和7年4月～9月)	4月4日までの届出直し
あり	加算1	12点	45%	必要
	加算2	11点	30%	
	加算3	10点	15%	
なし	加算4	10点	45%	不要
	加算5	9点	30%	
	加算6	8点	15%	

※令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は附帯意見を踏まえ、同年7月を目途に検討、設定される予定。

なお、小児においてはマイナ保険証の利用率が低いことから、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ、前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関が加算3及び加算6を算定するに当たっては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、マイナ保険証利用率実績の要件を「15%以上」ではなく、「12%以上」とすることが可能であり、この取扱いを適用する場合は同年4月4日までに新たな様式による施設基準の届出が必要となっております。

※令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関であって、上記の小児に配慮した取扱いを利用せずとも、同年4月以降に加算3及び加算6を算定可能である場合は、新たな様式で届出し直すことは不要。

## （2）マイナ保険証利用率について

令和7年4月以降の算定に係るマイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータルサイトでも確認できるものです。

本加算を算定する月の3月前のマイナ保険証利用率とその前月、前々月の利用率のうち最も高い率を用いて算定が可能となります。

算定月	利用率の対象月（最も高い利用率を採用）		
令和7年4月の算定	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月
令和7年5月の算定	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
令和7年6月の算定	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
⋮	⋮	⋮	⋮

※マイナ保険証利用率が変動したことに伴い加算の区分が変更する場合であっても、届出をし直す必要はありません。なお、加算3または加算6の基準に満たない場合は加算を算定できませんが、その場合でも届出の取り下げは不要です。

【電子処方箋要件なしの場合の例】

算定月	レセプト件数ベースマイナ保険証利用率			医療DX推進体制整備加算
令和7年4月	令和6年11月 10%	令和6年12月 20%	令和7年1月 13%	加算6 [8点]
令和7年5月	令和6年12月 20%	令和7年1月 13%	令和7年2月 12%	加算6 [8点]
令和7年6月	令和7年1月 13%	令和7年2月 12%	令和7年3月 14%	算定なし ※届出の取下げ不要
令和7年7月	令和7年2月 12%	令和7年3月 14%	令和7年4月 18%	加算6 [8点]
令和7年8月	令和7年3月 14%	令和7年4月 18%	令和7年5月 30%	加算5 [9点] ※区分変更の届出不要

<添付資料>

1. 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し  
(令 7.1.29 中医協 総-8-3)
2. 医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について (その1)  
(令 7.2.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課) (医科関係のみ抜粋)

# 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

中医協 総-8-3  
7.1.29

## 令和6年10月～令和7年3月

<b>医療DX推進体制整備加算1</b>	<b>11点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算1（歯科）</b>	<b>9点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算1（調剤）</b>	<b>7点</b>

(※) 初診時に所定点数を加算  
 [施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。  
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

<b>医療DX推進体制整備加算2</b>	<b>10点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算2（歯科）</b>	<b>8点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算2（調剤）</b>	<b>6点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。  
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

<b>医療DX推進体制整備加算3</b>	<b>8点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算3（歯科）</b>	<b>6点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算3（調剤）</b>	<b>4点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。  
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

## 令和7年4月～

<b>医療DX推進体制整備加算1（医科）</b>	<b>12点</b>	<b>（歯科）</b>	<b>11点</b>	<b>（調剤）</b>	<b>10点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算2（医科）</b>	<b>11点</b>	<b>（歯科）</b>	<b>10点</b>	<b>（調剤）</b>	<b>8点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算3（医科）</b>	<b>10点</b>	<b>（歯科）</b>	<b>8点</b>	<b>（調剤）</b>	<b>6点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）を有していること。

<b>医療DX推進体制整備加算4（医科）</b>	<b>10点</b>	<b>（歯科）</b>	<b>9点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算5（医科）</b>	<b>9点</b>	<b>（歯科）</b>	<b>8点</b>
<b>医療DX推進体制整備加算6（医科）</b>	<b>8点</b>	<b>（歯科）</b>	<b>6点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (※) 電子処方箋要件なし

### マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定

適用時期	令和6年10～12月	令和7年1～3月	令和7年4～9月
利用率実績	令和6年7月～	令和6年10月～	令和7年1月～※2
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15%※1

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延べ外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。

※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目途に検討、設定。

## 令和6年6月～令和7年3月

<b>在宅医療DX情報活用加算（※）</b>	<b>10点</b>
<b>在宅医療DX情報活用加算（歯科訪問診療料）</b>	<b>8点</b>

(※) 在宅患者訪問診療料（I）の1、在宅患者訪問診療料（I）の2、在宅患者訪問診療料（II）及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象  
 [施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。  
 (経過措置 令和7年3月31日まで)

## 令和7年4月～

<b>在宅医療DX情報活用加算1（医科）</b>	<b>11点</b>	<b>（歯科訪問診療料）</b>	<b>9点</b>
<b>在宅医療DX情報活用加算1（歯科）</b>	<b>9点</b>	<b>（歯科訪問診療料）</b>	<b>8点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）を有していること。

<b>在宅医療DX情報活用加算2（医科）</b>	<b>9点</b>	<b>（歯科訪問診療料）</b>	<b>8点</b>
<b>在宅医療DX情報活用加算2（歯科）</b>	<b>8点</b>	<b>（歯科訪問診療料）</b>	<b>7点</b>

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
 (※) 電子処方箋要件なし

事務連絡  
令和7年2月28日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

　　国民健康保険主管課（部）                御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

　　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第30号）等については、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて」（令和7年2月20日保医発0220第8号）等により、令和7年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添3までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係  
(医療DX推進体制整備加算)

【医療DX推進体制整備加算】

問1 令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、同年4月1日からの医療DX推進体制整備加算の評価の見直しに伴い、施設基準の届出を改めて行う必要があるか。

(答)

<電子処方箋を導入し、加算1～3を算定する場合>

同年4月1日までに新たな様式による届出直しが必要である。

<電子処方箋未導入で、加算4～6を算定する場合>

届出直しは不要である。

<施設基準通知の第1の9の3(3)及び6(3)について>

小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関が、加算3及び加算6を算定するに当たっては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、マイナ保険証利用率実績の要件を「15%以上」ではなく、「12%以上」とすることが可能であるが、この場合は同年4月1日までに新たな様式による施設基準の届出が必要である。

なお、令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、マイナ保険証利用率の実績が、加算1～6のいずれの基準にも満たない場合であっても、届出直しは不要である。ただし、この場合は当該加算を算定することはできない。

これに伴い、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年9月3日事務連絡)別添1の問1及び「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和6年9月27日事務連絡)別添1の問1は廃止する。

問2 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

(答) 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

電子処方箋管理サービスへの登録等については、「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)を参照すること。ただし、当該加算を算定するに当たっては、電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等が、適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省が示すチェックリストを用いた点検が完了する必要がある。なお、点検が完了した保険医療機関は、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて示される方法により、その旨を報告すること。

(参考1) 電子処方箋について (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

(参考2) 電子処方箋管理サービスについて (医療機関等向け総合ポータルサイト)

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sys\\_kb\\_id=c0252a742bdb9e508cdcfca16e91bf57](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=c0252a742bdb9e508cdcfca16e91bf57)

問3 保険医療機関は、自らの「前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合」をどのように把握すればよいか。

(答) 前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）において、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、初診料における乳幼児加算、再診料における乳幼児加算、外来診療料における乳幼児加算又は在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）における乳幼児加算のいずれかを算定した延外来患者数を、前年の延外来患者数で除して算出した割合とする。

**問4** 保険医療機関の責めによらない理由により、マイナ保険証利用率が低下することも考えられ、その場合に医療DX推進体制整備加算が算定できなくなるのか。

(答) 施設基準を満たす場合には、その時点で算出されている過去3か月間で最も高い「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」率を用いて算定が可能である。

なお、これに伴い、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年9月3日事務連絡）別添1の問3は廃止する。

**問5** 当該加算の施設基準通知において、「医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」とあるが、具体的にはどのように用いることができるのか。

(答) 例えば令和7年4月分の当該加算算定におけるマイナ保険証利用率については、同年1月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が適用されるが、令和6年11月あるいは12月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることが出来る。

なお、これに伴い、「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年9月3日事務連絡）別添1の問5は廃止する。

#### 【在宅医療DX情報活用加算】

**問6** 令和7年3月31日時点で既に在宅医療DX情報活用加算の施設基準を届け出している保険医療機関は、同年4月1日からの在宅医療DX情報活用加算の評価の見直しに伴い、施設基準の届出を改めて行う必要があるか。

(答) 同年4月1日以降に在宅医療DX情報活用加算2を算定する場合には届出直しは不要であるが、同加算1を算定する場合には同年4月1日までに新たな様式で届出直しが必要である。

# 小室常任

令和7年2月20日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和7年2月19日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

(1) 名	称	銀座みゆき通りクリニック
(2) 所 在 地		東京都中央区銀座七丁目2番4号 ムサシ7ビル3階
(3) 開 設 者		梶原 寛子
(4) 指 定 取 消 年 月 日		令和7年2月21日
(5) 根 拠 と な る 法 律		健康保険法（大正11年法律第70号） 第80条第5号

#### 2. 保険医の登録の取消

(1) 氏 名	梶原 寛子（57歳）
(2) 登 録 取 消 年 月 日	令和7年2月21日
(3) 根 拠 と な る 法 律	健康保険法（大正11年法律第70号） 第81条第2号

### 【行政処分に至った経緯】

当該医療機関は、平成29年5月22日から令和5年9月14日まで実施した計6回の個別指導を、正当な理由なく欠席した。さらに、個別指導を欠席する理由として提出された診断書について、発行元の医療機関に照会したところ、診断書の交付歴がないことを確認しており、また、体調不良による入院を理由として令和5年9月14日の個別指導を欠席するとしているながら、指導当日は当該医療機関において診療を行っていた。

以上のことから、個別指導を拒否したものと判断し、監査要綱第3の4に該当するものとして、令和5年11月29日から令和6年3月19日まで計3日間の監査を実施したが、いずれも正当な理由なく欠席した。さらに、令和6年3月19日の監査を欠席する理由として提出された診断書について、発行元の医療機関に照会したところ、診断書の交付歴がないことを確認しており、当該医療機関は、度重なる監査実施の通知にもかかわらず、

正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分の主な理由】

1. 保険医療機関

開設者である梶原寛子は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

このことは、保険医療機関又は保険薬局の指定の取消を定めた健康保険法第 80 条に該当する。

2. 保険医

保険医である梶原寛子は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

このことは、保険医又は保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第 81 条に該当する。

# 小室常任

埼医業Ⅱ2392-1号

令和7年3月14日

都市・大学医師会長 殿

埼玉県医師会長 金井忠男  
(担当常任理事 小室保尚)

## 埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員の推薦について（依頼）

標記の件につきまして、令和7年5月31日を以て任期満了となることに伴い、社会保険診療報酬支払基金理事長、健康保険組合連合会埼玉連合会長、全国健康保険協会埼玉支部長、地方職員共済組合埼玉県支部長から後任の推薦依頼がありました。

つきましては、別紙の注意事項をご留意のうえ、履歴書（新規 審査委員のみ）を添えて、4月18日（金）までにご推薦いただきたくお願い申し上げます。

なお、貴会から選出されております審査委員につきましては、別添名簿（令和7年5月31日任期満了）のとおりです。

担当：業務課 業務Ⅱ担当 山口  
電話：048-824-2611、FAX：048-822-8515  
E-mail：yamaguchi@office.saitama.med.or.jp

## 推薦にあたっての注意事項

**1. 社会保険診療報酬請求書審査委員会審査委員選任基準**では、「原則として、70歳以上の者については再任しない」と記されていますが、内規により特例で73歳まで延長が可能とされています。今回、交代していただきたい審査委員は、退任を希望されている委員と令和7年6月1日現在で74歳以上の方（特例を除く）であり、名簿の備考欄に※を記しました。特例で再任可の方も、備考欄にその旨記しました。

支払基金では、年齢に抵触しない限り、審査業務に精通されている現審査委員には引き続き続けていただきたい意向ですが、退任を希望されている審査委員がおられましたら、交代していただいて差し支えありません。

**2. 交代される審査委員の選出・推薦**にあたっては、次の点にご留意ください。

①診療科目・代表区分は前任審査委員と同じものとなります。

②後任審査委員は、担当科の各医会長（別添名簿）に相談し、ご了承をいただいてください。

③後任審査委員は、令和7年6月1日現在で70歳未満であることにご配慮ください。

④推薦する審査委員がいない場合は、県医師会で検討させていただきますので、お早めにご一報ください。

⑤新任期は令和7年6月1日～令和9年5月31日までの2年間となります。

⑥審査委員会は「診療担当者代表」・「保険者代表」・「学識経験者代表」の三者構成となっており、代表区分は支払基金により変更される場合もありますので、ご了承ください。

**3. 審査委員の執務状況及び報酬**は次のとおりです。

●執務状況：執務日は毎月22日頃から7日間程度。支払基金では少なくとも3日間（1日あたり4時間程度）執務できる方を希望しています。「初日打合せ会（1日目）」「審査研究会（再審査部会（1日目））」（それぞれ午後3時から）への出席についてご配意ください。

●報酬：審査総時間のうち10時間までは87,600円、審査総時間が10時間を超えた場合に46時間まで適宜加算する。 最初の6時間（2時間ごと）20,000円×3

つぎの6時間（2時間ごと）15,000円×3

つぎの6時間（2時間ごと）10,000円×3

46時間まで（2時間ごと）5,000円×9

※在宅審査は別

●社会保険診療報酬支払基金 北関東地域審査事務センター 埼玉審査委員会事務局  
所在地：さいたま市浦和区領家3-18-1 電話 048-882-6631（審査企画課）

添付資料 資料1. 埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員名簿

資料2. 埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員名簿（報告用）

資料3. 履歴書 様式

資料4. 関係医会長名簿

資料5. 令和7年度埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会開催日

# 小室常任

## 保険医療機関の指定について

(令和7年3月分)

新規	15件
遡及指定	0件
合計	15件

## 諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	15 件	(0)	77 件	92 件
歯科	4 件	(4)	53 件	64 件
薬局	14 件	(17)	66 件	98 件
計	33 件	25 件	196 件	254 件

( )は開設者変更の再掲である

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和7年3月1日 から 令和7年3月31日 医科 指定分]

令和7年3月17日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	川口北原台クリニック	〒333-0815 川口市北原台1丁目6番1号101	名和 達郎 (41歳)	名和 達郎	048-290-8078 常勤: 1 非常勤: 1 医内精 1(1)	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり
2	MET KIDS CLINIC 春日部	〒344-0067 春日部市中央一丁目49番5号 センターヒルズ春日部1階B号室	一般社団法人MET KIDS 代表理事 高橋伸治 0	名古 希実 (41歳)	048-795-9094 常勤: 1 医小児神経内科精 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 土日 休診日: 月火水木金祝
3	草加松原 消化器・内視鏡クリニック	〒340-0041 草加市松原2丁目1-3 SAI YU 5th VILLAGE 3階	山本 健一郎 (50歳)	山本 健一郎	048-960-0634 常勤: 1 医消化器内科内視鏡内科内 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水金土 休診日: 木日祝 ✓
4	こどものクリニック つむぎ	〒357-0065 飯能市大河原934番地2	一般社団法人夢工房 代表理事 松田梢恵 0	森脇 浩一 (64歳)	042-980-5372 常勤: 1 医小 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 火水木金土 休診日: 月日祝 ✓
5	埼玉西武・鳩山在宅診療所サンキュー	〒350-0313 比企郡鳩山町松ヶ丘1-2-4 鳩山町タウンセンター1階	齊藤 航平 (34歳)	齊藤 航平	049-202-2846 常勤: 1 医内精皮ひ 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり
6	医療法人せせらぎ あんどこどもクリニック 大宮サクラスクエア	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町二丁目902番 大宮サクラスクエアモール302	医療法人せせらぎ 理事長 野崎彰 (71歳)	坂本 航 (36歳)	048-658-9099 常勤: 1 医小 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水木金土日 休診日: 祝 ✓
7	医療法人仁学会 里村消化器内科・胃と大腸内視鏡クリニック	〒336-0022 さいたま市南区白幡五丁目18番19号 MID KUDOS TERRACE 5F	医療法人仁学会 理事長 里村仁志 (46歳)	稻田 宥治 (32歳)	048-864-0600 常勤: 1 医内消化器内科内視鏡内科 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 ✓
8	S-HANDクリニック	〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町4-262-10 松井ビル4階	白川 健 (51歳)	白川 健	048-643-6111 常勤: 1 医整外リハ 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火木金半日: 水土 休診日: 日祝
9	UT整形外科 武藏浦和	〒336-0022 さいたま市南区白幡5丁目18-19 MID KUDOS TERRACE 3F	浦田 泰平 (47歳)	浦田 泰平	048-861-5500 常勤: 1 医整外リハ 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火木金半日: 土 休診日: 水日祝 ✓

# 新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和7年3月1日 から 令和7年3月31日 医科 指定分]

令和7年3月17日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
10	大宮リビータ整形外科	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町2丁目902番地304	医療法人社団春陽会 理事長 上園春仁 (68歳)	網代 泰充 (53歳)	048-782-8050 常勤: 1 非常勤: 1 医整外 1(1) リハ	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝
11	北与野メンタルクリニック	〒338-0002 さいたま市中央区下落合4-20-14	中村 昌義 (36歳)	中村 昌義	070-5555-8500 常勤: 1 医精 1( ) 心内	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 水金土日 休診日: 月火木祝
12	かたやまクリニック 岩槻院	〒339-0067 さいたま市岩槻区西町1丁目7番29号	医療法人片山会 理事長 片山 保行 (41歳)	関山 尚美 (46歳)	048-884-9181 常勤: 1 医心内 1( ) 精	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月水金土 休診日: 火木日祝 ✓
13	with Life クリニック大宮駅前	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1丁目133番地2 メインKビル2階3階4階	医療法人社団鴻愛会 理事長 神成文裕 (41歳)	神成 文裕	048-783-2637 常勤: 1 医整外 1( ) リハ	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝
14	さいたま新都心眼科	〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 ビバモールさいたま新都心3階	医療法人佳景会 理事長 池田 佳介 (36歳)	空 大将 (34歳)	048-755-9176 常勤: 1 医眼 1( )	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火木金土日祝 休診日: 水 ✓
15	ファミリークリニック東大宮	〒337-0051 さいたま市見沼区東大宮四丁目12番地1 第5千代本ビル 3階	医療法人修志会 理事長 西田 雄介 (41歳)	糸川 宗之 (35歳)	048-729-7810 常勤: 1 医内 1( ) 緩和ケア内科 精整外 1( ) 皮	新規 R7.4.1	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり
<b>訪問詳細</b>								
項目番号1	川口北原台クリニック	外来: 月～金 9:00～11:00 訪問: 診療時間外						
項目番号5	埼玉西部・鳩山在宅診療所サンキュー	外来: 月～金 8:30～17:30 訪問: 診療時間内						
項目番号15	ファミリークリニック東大宮	外来: 月～金 9:00～17:00 訪問: 診療時間内						